

**板橋区地域保健福祉計画**

**地域でつながる**

**いたばし保健福祉プラン 2025**

**「実施計画 2025」**

**（素案）**



はじめに



区長挨拶がはいます

令和4年 月

板橋区長

坂本 健

## 目次

<b>第1章</b>	<b>板橋区地域保健福祉計画の基本的な考え方</b>	
1	計画策定の目的	2
2	計画の位置づけ	3
3	計画期間	5
<b>第2章</b>	<b>計画の背景</b>	
1	地域福祉の推進に関する動向	8
2	板橋区の現状	13
3	実施計画 2021 の検証と課題	19
<b>第3章</b>	<b>実施計画 2025</b>	
1	計画の方向性	28
2	計画の展開	36
<b>第4章</b>	<b>計画の推進</b>	
1	主な地域活動主体の役割	60
2	計画の推進と進行管理について	62
3	計画の策定体制	62
<b>資料編</b>		
1	地域保健福祉計画と関連する事業一覧	64
2	要綱	71
3	名簿	76
4	計画の策定経過	79
5	パブリックコメントの実施結果	79

## 第1章



# 板橋区地域保健福祉計画の基本的な 考え方

- 1 計画策定の目的
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画期間

## 1 計画策定の目的

板橋区は、平成 28（2016）年 3 月に 10 か年の個別計画として、板橋区地域保健福祉計画「地域でつながる いたばし保健福祉プラン 2025」（以下「地域保健福祉計画」という。）を策定しました。地域保健福祉計画では、保健・福祉分野における基礎的な計画として、保健、障がい者（児）、子ども・家庭、高齢者などの分野別の将来像、基本目標を掲げ、関連施策を推進してきました。

その間、少子高齢化や核家族化の一層の進行、地域のつながりの希薄化、価値観の多様化や家族や地域社会の変容などにより、地域生活における課題が複雑化・複合化し、対応が困難となる場合や、制度の狭間で公的支援が届かないなど、地域社会を取り巻く環境は大きく変化し続けています。

国は、これらの社会状況の変化や課題への対応を図るため、平成 29（2017）年 5 月に社会福祉法を改正し、市町村の地域福祉計画を各福祉分野における共通事項を定める上位計画と位置づけ、地域生活課題<sup>1</sup>解決のために必要な施策や体制の整備を行い、各福祉分野を超えて取り組むべき事項などを定めました。

板橋区においても、この法改正を受けて、平成 31（2019）年 1 月に地域保健福祉計画を従来の個別計画から各福祉分野における共通事項を定めた上位計画として位置づけ、地域共生社会<sup>2</sup>の実現に向けた改定を行いました。

本計画である「実施計画 2025」は、超高齢化社会の到来や気候変動による災害の増加、地域のつながりの希薄化など多様な課題への対応のほか、令和 2（2020）年に発生した新型コロナウイルス感染症の影響による「新たな日常」への対応を着眼点に加え、複雑化・複合化する課題に対して、包括的な支援を行うことで、すべての人が共に支え合いながら安心して暮らすことができる「地域共生社会の実現」をめざします。

また、板橋区の地域福祉を持続的に推進していくため、国際社会共通の目標である「持続可能な開発目標（SDGs）」<sup>3</sup>がめざす「誰一人取り残さない」社会の実現を福祉の視点に取り入れ、社会的孤立や排除を防ぎ、お互いが支え合う地域をつくることで、「住み慣れた地域でつながる保健と福祉のまち」の実現を推進していきます。

## 2 計画の位置づけ

区は、板橋区の将来の望ましいまちの姿を示した長期的な指針である「板橋区基本構想」を踏まえ、その実現に向けた中期的な施策体系を明らかにし、各政策分野における個別計画を束ねそれらのおおもととなる「板橋区基本計画 2025」を策定しました。

本計画は、「板橋区基本計画 2025」に基づく施策を着実に推進していく短期的なアクションプログラムとして策定された計画である「いたばしNo.1 実現プラン 2025」との連携・整合を図りながら策定します。

また、本計画では、社会福祉法第107条第1項に規定された市町村地域福祉計画<sup>4</sup>として、各福祉分野において共通して取り組む事項などを記載し、地域福祉の推進における方向性を示していきます。地域保健福祉計画は各保健福祉分野の上位計画として位置づけられているため、具体的な施策や事業等の詳細については各個別計画において示し、進捗管理を行っていきます。

また、本計画では、板橋区社会福祉協議会が策定する「板橋区地域福祉活動計画」と密接に連携を図りながら相互に補完・補強し合うことにより、共に共通目標である地域共生社会の実現をめざしていきます。

社会福祉法（抜粋）

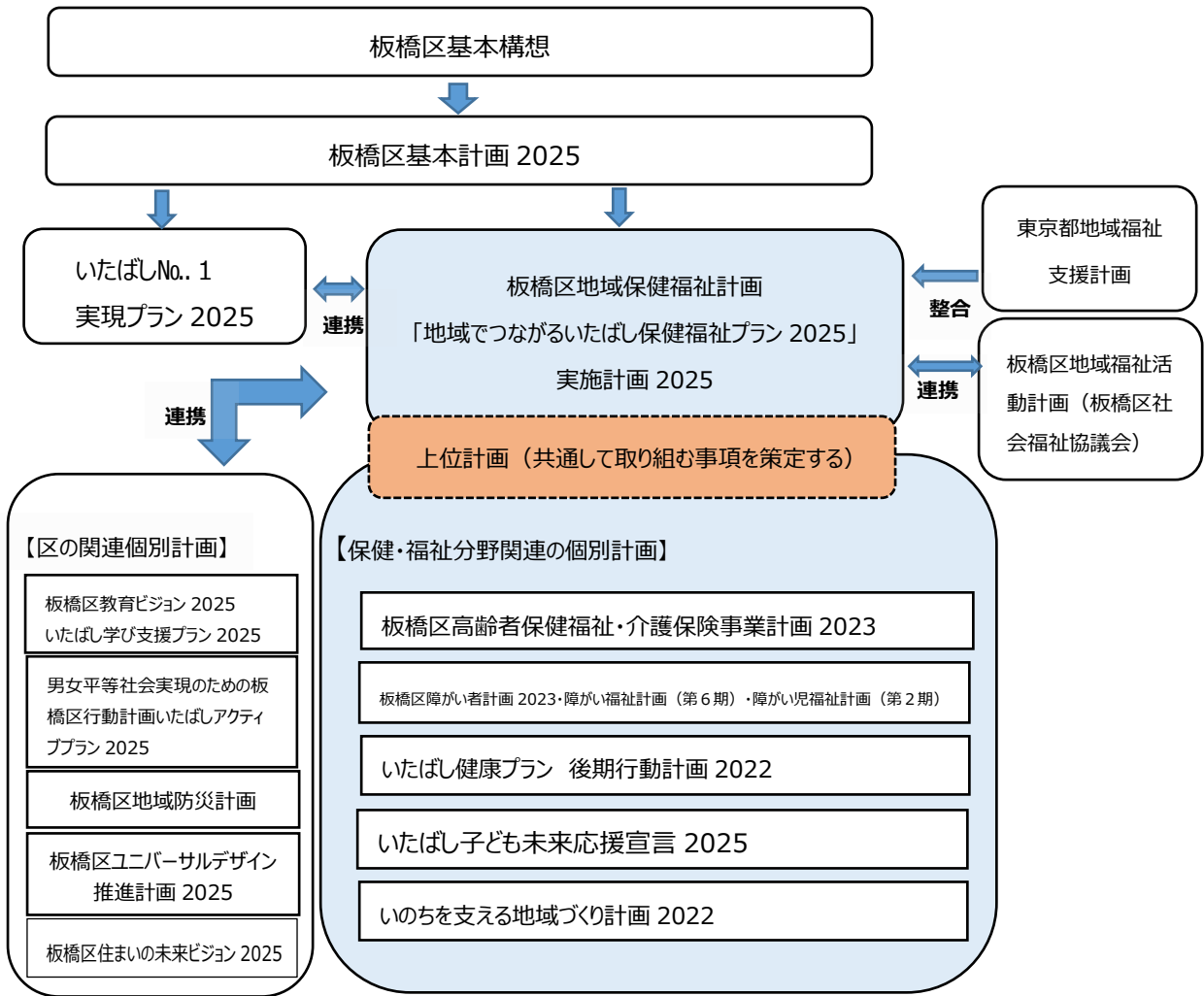
（令和2年改正）

（市町村地域福祉計画）

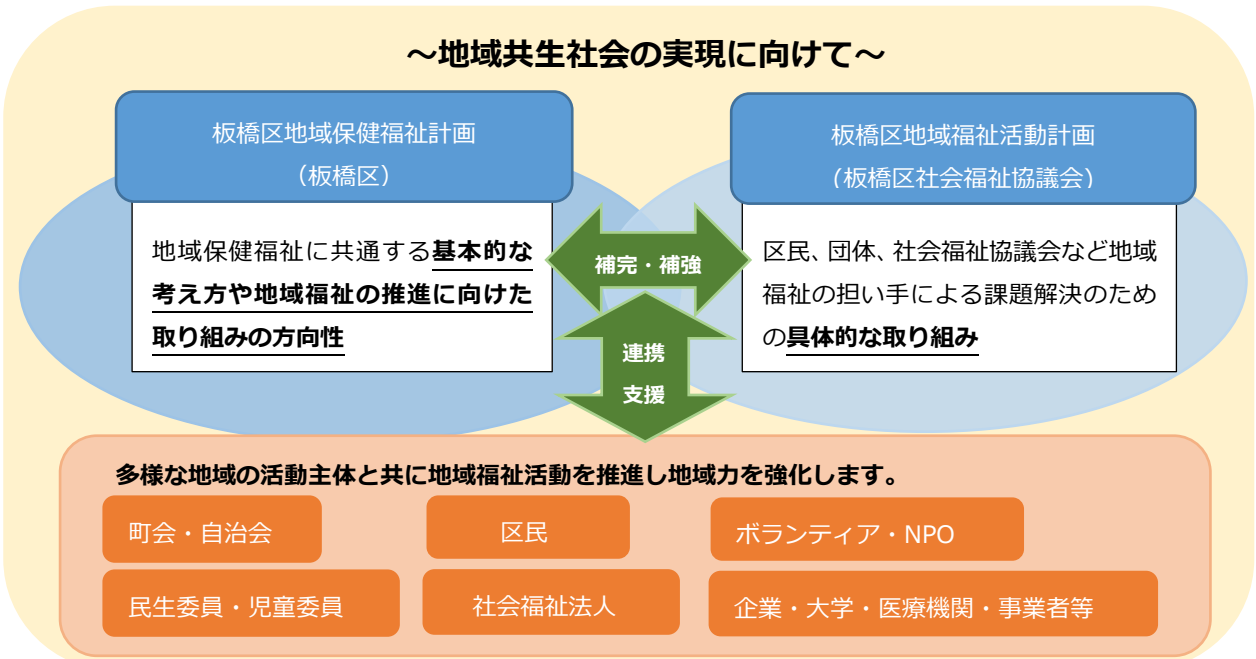
第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

【図-1】板橋区地域保健福祉計画と関連する諸計画との関係



【図-2】板橋区地域保健福祉計画と板橋区地域福祉活動計画の位置づけ





### 3 計画期間

地域保健福祉計画は、平成28（2016）年度から令和7（2025）年度までの10年間の計画となっています。この計画を3期の実施期間に分けて、進捗管理を行っています。本計画である、実施計画2025の計画期間は、令和4（2022）年度から令和7（2025）年度までの4年間とします。

平成 28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
<b>板橋区地域保健福祉計画 地域でつながるいたばし保健福祉プラン 2025</b>									
実施計画 2018			実施計画 2021			実施計画 2025			

#### 1 地域生活課題

- (1) 福祉サービスを必要とする地域住民と世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労、教育に関する課題。
- (2) 福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立に関する課題。
- (3) 福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題。

#### 2 地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

#### 3 持続可能な開発目標（SDGs）

平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された令和12（2030）年に向けての国際目標。「誰一人取り残さない」という理念のもと、すべての国が取り組むべき17の目標と169のターゲットが示されている。日本でも、誰一人として取り残すことなく一人ひとりが持てる能力を發揮できる社会の実現に向けて、積極的な取り組みが進められている。

#### 4 市町村地域福祉計画

市には特別区も含む。



## 第2章



### 計画の背景

- 1 地域福祉の推進に関する動向
- 2 板橋区の現状
- 3 実施計画 2021 の検証と課題

## 1 地域福祉の推進に関する動向

### (1) 地域共生社会の実現に向けて

- 地域共生社会とは、平成 28（2016）年の「ニッポン一億総活躍プラン」の中で制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会として示されました。

また、平成 29（2017）年の社会福祉法の改正により地域共生社会の実現に向けて、区市町村が包括的な支援体制づくりに努めることが規定されました。

さらに、令和 2（2020）年の社会福祉法の改正では、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築のしくみとして、①包括的な相談支援体制②参加支援③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業（重層的支援体制整備事業）が創設されました。

- 区では、地域住民の複雑化・複合化した地域生活課題の解決に向けて、各関係機関や支援機関との連携体制のもとで、包括的な相談支援体制の構築、アウトリーチ<sup>5</sup>等を通じた継続的支援や支援につながらない課題へのアプローチ、多機関協働による分野横断的な働きかけの促進など、包括的な支援体制の推進に向けて取り組んでいます。

### (2) 地域包括ケアシステムの構築について

- 国は、団塊の世代が 75 歳以上となる令和 7（2025）年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・自立した生活支援が包括的に確保される体制に向けて地域包括ケアシステムの構築を推進しています。
- 区では、国が掲げる地域包括ケアシステムを中核としつつ、「板橋区高齢者保健福祉・介護保険事業計画 2023」において、地域包括支援センター（おとしより相談センター）の機能を強化するとともに、シニア活動支援なども独自に加えた 7 つの重点分野（①総合事業/生活支援体制整備事業②医療・介護連携③認知症施策④住まいと住まい方⑤基盤整備⑥シニア活動支援⑦啓発・広報）を定め、「板橋区版 A I P<sup>6</sup>」を構築し、推進しています。

### (3) 子どもの貧困対策について

- 平成 25 (2013) 年 6 月に、子どもの貧困対策の推進に関する法律が制定され、翌年には、同法に基づき、対策の基本方針等を定める「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定され、子どもたちの成育環境を整備し、教育を受ける機会の均等を図るため、教育支援・生活支援・就労支援・経済的支援などの子どもの貧困対策を総合的に推進するものとされました。令和元 (2019) 年には、上記法律及び大綱が改正・改定され、子育てや貧困を家庭のみの責任にせず、現在から将来に向けてすべての子どもが夢や希望を持つことのできる社会の構築が掲げられました。
- 区では、平成 29 (2017) 年度から、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう「いたばし 子ども 夢つむぐプロジェクト」として 4 本の柱である①子どもの「生き抜く力」の養成②子どもが育つ家庭(親)への支援③子どもたちの育ちを支援する地域社会の構築④支援につながるしくみづくりに基づき、組織横断的な取り組みを進めてきました。今後は、妊娠・出産から若者の社会的自立に至るまで切れ目なく支援する実施計画である「いたばし子ども未来応援宣言 2025」において、子どもの貧困対策を位置づけ、すべての子どもたちが夢と希望をもって成長できるよう、総合的な対策を実施していきます。

### (4) 子ども家庭福祉をめぐる動きについて

- 平成 28 (2016) 年に「児童福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、関連法が改正されました。この改正により、子どもが権利の主体として明確に位置づけられ、子どもの最善の利益が優先して考慮されるようになり、妊娠から子育て期までの切れ目のない支援を行う子育て世代包括支援センターが法定化されるとともに、特別区においても児童相談所を設置することが可能となりました。
- 区では、令和 4 (2022) 年度には、子ども、家庭、地域の子育て機能の総合拠点として、児童相談所と子ども家庭支援センターの機能を併せ持つ「(仮称) 子ども家庭総合支援センター」が設置され、妊娠・出産期からの生育歴の把握、成長段階に応じた関係機関等との連携の強化など、子どもたちが健やかで心豊かに成長できる環境が整います。

今後は、基礎的自治体が児童相談所を設置するメリットを最大限に生かし、次代を担う板橋区の子どもたちが健やかで心豊かに成長できるよう、取り組みを進めていきます。

## (5) 障がい者（児）の支援体制について

- 平成 28（2016）年の障害者総合支援法改正により、高齢の障がい者が障がい福祉サービスから介護保険制度の利用に移行する場合の負担軽減が図られるとともに、障がい児への支援も拡充されました。

また、令和 3（2021）年 9 月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、医療的ケア児への支援が責務となり、医療的ケア児への支援体制の拡充が期待されます。

- 区では、令和元（2019）年には、「板橋区手話言語条例」を制定し、障がいのある方への合理的配慮の促進に向けた基盤の構築を進めています。

また、令和 2（2020）年に発達障がい者支援センターを設置し、子ども発達支援センターと連携した切れ目のない支援や医療的ケア児の受入環境の整備など特性に応じた支援の充実を図ります。

## (6) ユニバーサルデザイン<sup>7</sup>の推進

- 平成 28（2016）年 4 月に「障害者差別解消法」が施行され、障がい者を含むあらゆる人の社会参加を促進する取り組みが進められています。

また、平成 30（2018）年には、「ユニバーサル社会実現推進法」が制定され、障がいの有無、年齢等にかかわらず、国民一人ひとりが、社会の対等な構成員として、個性を尊重しながら支え合う共生社会の実現が求められています。

- 区では、令和 3（2021）年 1 月に、「板橋区ユニバーサルデザイン推進計画 2025 実施計画 2025」を策定し、だれもが住みやすく、暮らしやすいまちづくりに取り組んでいます。

## (7) 生活困窮者自立支援制度について

- 平成 27（2015）年 4 月より生活困窮者自立支援法が施行され、生活困窮に至るリスクの高い層に対し、生活保護に至る前の生活困窮者の自立支援を実施し、また、生活保護から脱却した人が再び生活保護受給者とならないように支援していく制度が始まりました。生活困窮者自立支援制度では、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業などの支援を行います。

- 区では、「いたばし生活仕事サポートセンター」を設置し、経済的・精神的な問題、就労にかかわる課題など生活困窮者等の自立と生活再建のサポートを行うため、生活全般の困り事の相談を受ける自立支援相談支援事業や住居

確保給付金の支給、家計改善支援事業、就労準備支援事業など利用者の状況に応じた支援を行っています。

#### (8) 保健・医療をめぐる動きについて

- 平成 30 (2018) 年に医療法の一部改正が行われ、都道府県における医師確保対策など人材確保・育成について、医療計画に関する事項として追加されました。現在、東京都保健医療計画の見直しが進められており、医療・介護サービスの連携のほか、健康づくり、福祉、住まいや教育などの施策と連動した保健医療計画を推進することとなっています。
- 区では、現在喫緊の課題である新型コロナウイルス感染症に対して、感染リスクや感染に対する不安を軽減するための相談体制の強化、民生委員・児童委員による高齢者への新型コロナワクチンの接種勧奨、感染者に対する区内医療資源を活用した療養支援を行っています。

#### (9) 成年後見制度利用促進について

- 成年後見制度は、平成 12 (2000) 年 4 月より開始され、認知症や障がいなどの理由で判断能力が不十分なため、自分ひとりでは、契約や財産管理などを行うことが難しい方に代わって成年後見人などを選任し、その方の権利を守るための制度です。国では、成年後見制度の利用促進に関する総合的・計画的な推進を図るために、平成 28 (2016) 年 5 月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されました。また、区市町村においては、成年後見制度の利用促進に向けて基本的な計画の策定に努めることとされました。
- 区では、令和 3 (2021) 年 2 月に「板橋区成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、制度の促進に向けた取り組みを進めています。板橋区社会福祉協議会が平成 17 (2005) 年度から設置・運営する権利擁護いたばしサポートセンターと連携し、成年後見制度利用の支援や地域の連携ネットワークを推進しています。

#### (10) 自殺対策基本法について

- 日本では、年間 2 万人を超える方が自殺で死亡しており、さらなる対策を進めていくため、平成 28 (2016) 年に自殺対策基本法が改正され、これにより、都道府県及び市町村の地域自殺対策計画の策定が義務化されました。地方自治体には、地域におけるネットワークの強化や支援機能体制の強化が求められています。

- 区では、令和2（2020）年3月に「板橋区いのちを支える地域づくり計画2022」を策定し、「無職あるいは失業しており、生活に困窮している人」や「地域とのつながりが持ちづらい中高年男性」を自殺予防・自殺対策の重点対象者と位置づけ、地域におけるネットワークの強化や自殺対策ゲートキーパー<sup>8</sup>の養成など自殺対策に取り組んでいます。

### **(11) 再犯の防止等の推進に関する法律について**

- 平成28（2016）年12月に、犯罪や非行によって検挙された者の再犯を防止するための取り組みを推進していくために「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行されました。東京都は、令和元（2019）年7月に都内に居住する犯罪をした者が、地域社会の一員として円滑に社会復帰ができるように、国の関係機関の取り組みを踏まえ「東京都再犯防止計画」を策定しています。
- 区では、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員である保護司が、犯罪や非行歴のある人が刑事施設や少年院から社会復帰をしたときに、スムーズに社会生活を営めるよう、更生に向けた相談や住居確保や就労に向けた支援を行っています。今後は、区においても、再犯防止等に向けた取り組みのあり方を検討していきます。

---

## **5 アウトリーチ**

「手を伸ばす、手を差し伸べる」という意味で、医療や福祉の分野で潜在的なニーズや問題を早期に発見し、必要なサービスや支援に繋げるため、支援が必要な人に対して支援する側から積極的に訪問して支援を提供すること。

## **6 A I P (Aging in Place)**

年を重ねても安心して住み慣れたまちに住み続けるという意味。（出典：東京大学高齢社会総合研究機構「地域包括ケアのすすめ」）

## **7 ユニバーサルデザイン**

年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず一人ひとりの多様性が尊重され、あらゆる場面で社会参加ができる環境を整えること。

## **8 自殺対策ゲートキーパー**

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、いわば「命の門番」とも位置づけられる人。



## 2 板橋区の現状

日本の総人口が減少に転じる中、「板橋区人口ビジョン（2020年～2045年）」によると、板橋区においても令和12（2030）年度をピークに総人口の減少を見込んでいます。

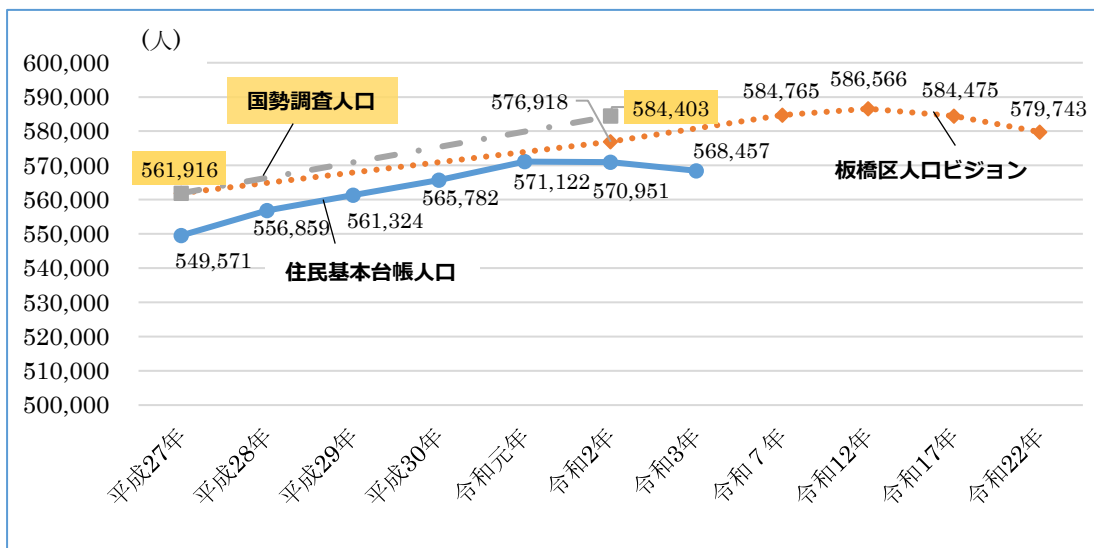
また、日本では平均寿命の伸びや少子化の進行により、高齢化が進んでおり、板橋区においても、令和3（2021）年の高齢化率は、23.3%となっています。

一方で、住民基本台帳人口は、令和元（2019）年度までは転入超過が続き増加傾向でしたが、令和2（2020）年度に入ると転出超過による減少傾向に転じています。これはコロナ禍の影響によるものと推察され、この傾向が続くかどうかは引き続き注視する必要があります。

今後、板橋区では少子高齢化の進行により現役世代の急激な減少が見込まれる中、「誰一人取り残さない」社会をめざしていくには、高齢者や障がい者、外国人などだれもが多様な能力を発揮し、いきいきと活躍できる地域づくりが求められています。

### （1）総人口の推移

区の総人口は、令和2（2020）年国勢調査の速報値では、584,403人でした。板橋区人口ビジョンの人口推計によると、今後もしばらくは上昇傾向が続き、令和12（2030）年頃から、緩やかな減少傾向を見込んでいます。



※住民基本台帳（各年10月1日）より作成

※令和7（2025）年度以降の推計値は、平成30（2018）年度改定の「板橋区人口ビジョン（2020年～2045年）」より引用

## (2) 世代区分別人口の推移

年度		平成 28 年 (2016 年)	平成 29 年 (2017 年)	平成 30 年 (2018 年)	令和元年 (2019 年)	令和 2 年 (2020 年)	令和 3 年 (2021 年)
項目	総人口	556,859	561,324	565,782	571,122	570,951	568,457
	(内外国人)	(22,002)	(24,096)	(26,049)	(28,266)	(26,968)	(25,832)
	年少人口	61,830	61,814	61,952	61,927	61,630	60,536
	生産年齢人口	367,580	370,345	373,286	377,604	376,926	375,664
	高齢者人口	127,449	129,165	130,544	131,591	132,395	132,257
	高齢化率	22.9%	23.0%	23.1%	23.0%	23.2%	23.3%

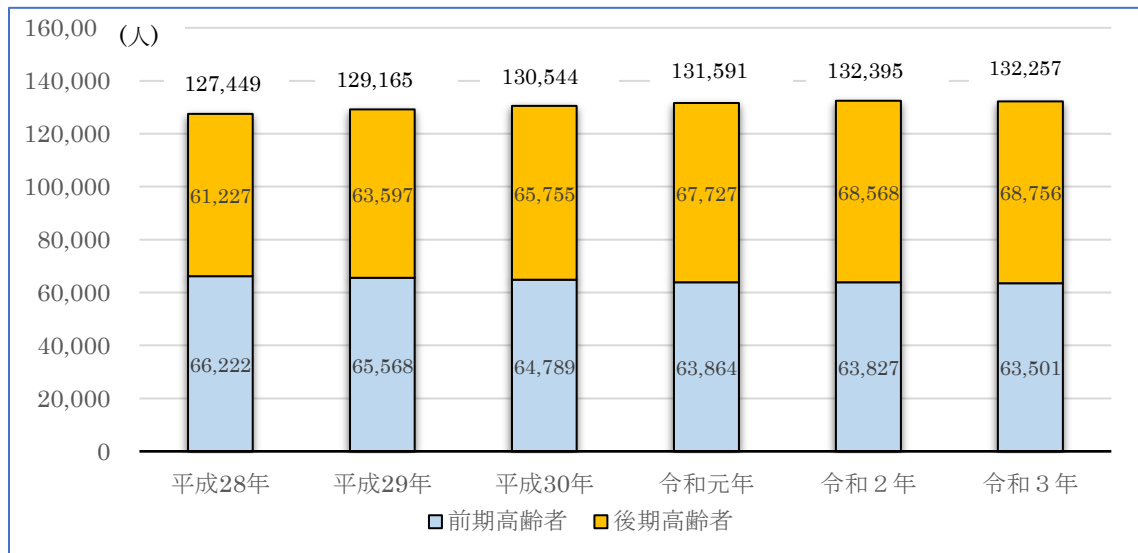
※年少人口：14歳以下、生産年齢人口：15歳以上64歳以下、高齢者人口：65歳以上

※住民基本台帳（各年10月1日）より作成

## (3) 高齢者人口の推移

区の高齢者人口は毎年増加しており、平成28（2016）年の127,449人から令和3（2021）年は132,257人となり、約6年間で約3.8%増加しました。

また、平成30（2018）年に前期高齢者と後期高齢者の人口に占める割合が逆転しました。

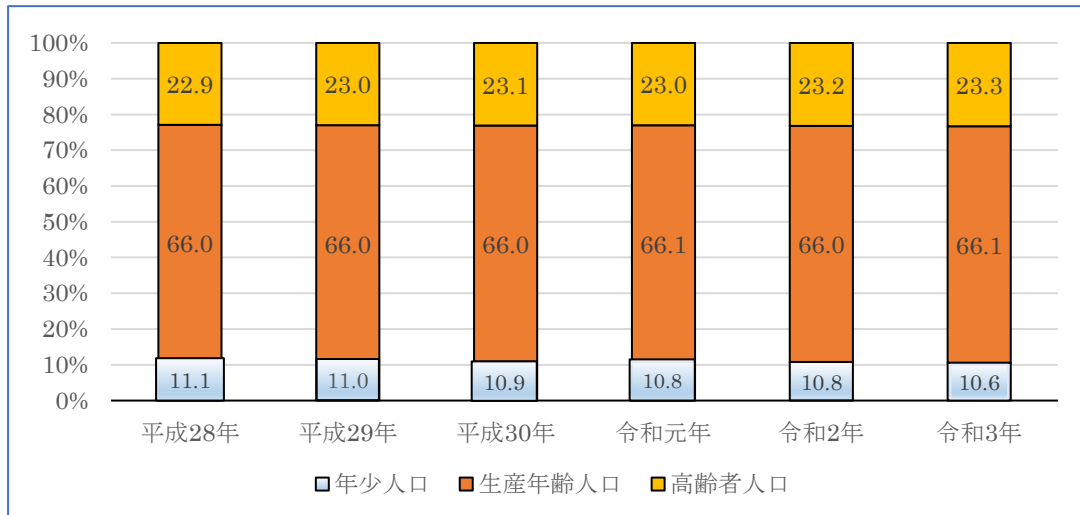


※前期高齢者人口は65歳以上75歳未満の人口、後期高齢者は75歳以上の人口を表す。

※住民基本台帳（各年10月1日）より作成

#### (4) 人口分布構成比（年少人口・生産年齢人口・高齢者人口）

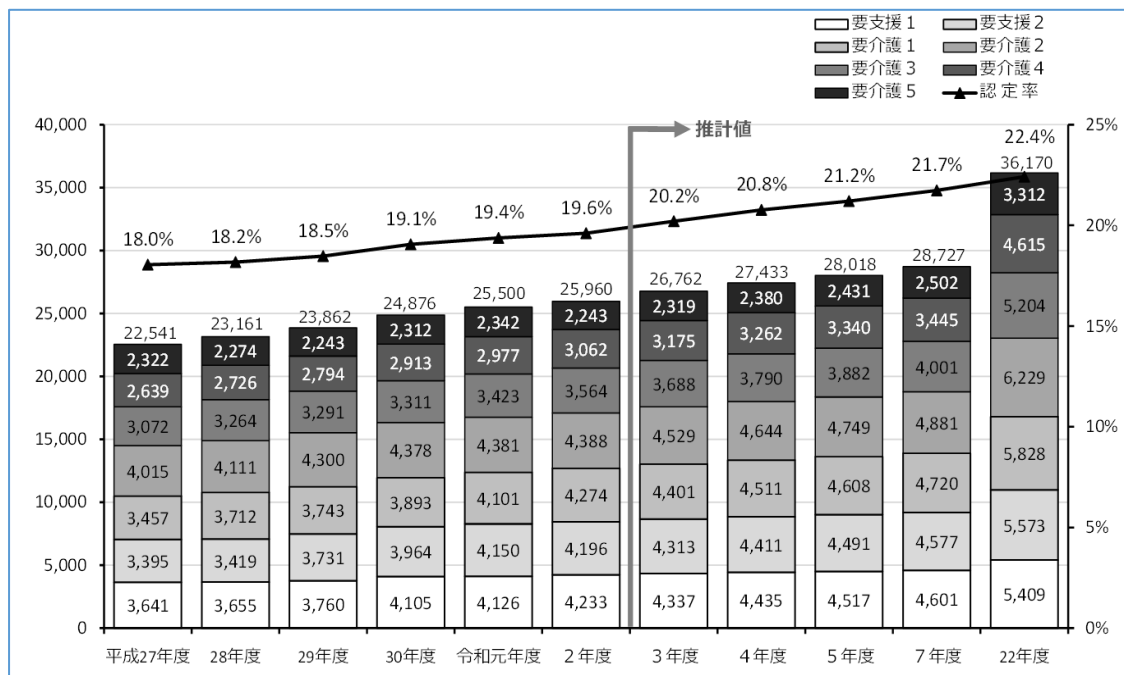
区の高齢化率は、平成28（2016）年の22.9%から令和3（2021）年の23.3%に増加しています。



※年少人口：14歳以下、生産年齢人口：15歳以上64歳以下、高齢者人口：65歳以上  
 ※住民基本台帳（各年10月1日）より作成

#### (5) 要介護（要支援）度別認定者数の推移

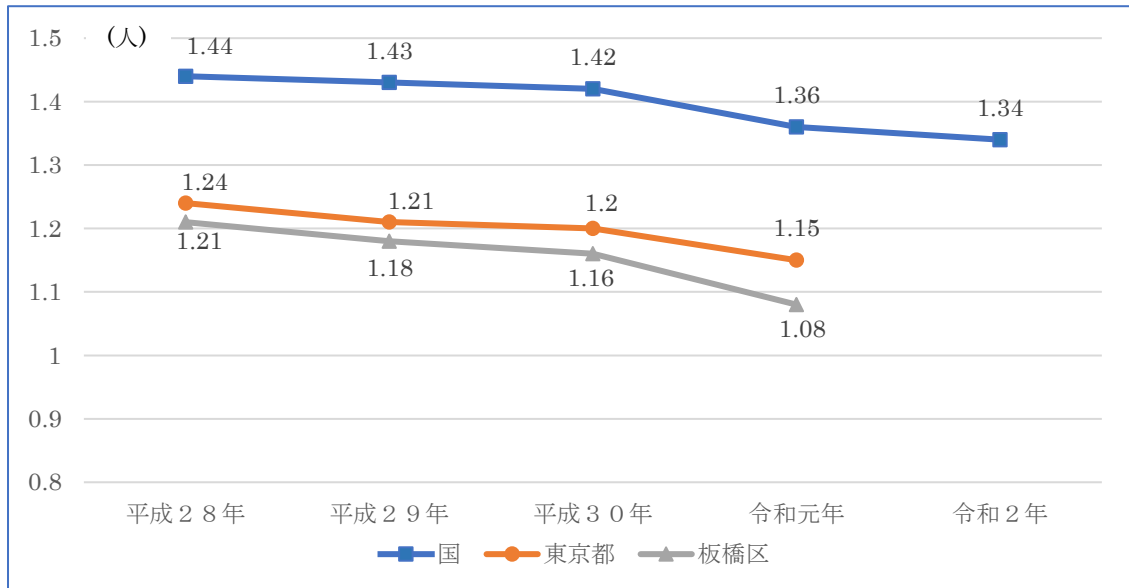
要介護（要支援）認定者数は、平成28（2016）年度の23,161人から令和2（2020）年度には25,960人となり、約12%増加しています。



※「板橋区高齢者保健福祉・介護保険事業計画2023」より引用

## (6) 合計特殊出生率の推移

区の合計特殊出生率は、国や東京都全体に比べて低い状況にあり、微減傾向にあります。令和元（2019）年の板橋区の合計特殊出生率は1.08人でした。



※国は厚生労働省「人口動態統計」、東京都・板橋区は東京都福祉保健局「人口動態統計」より作成

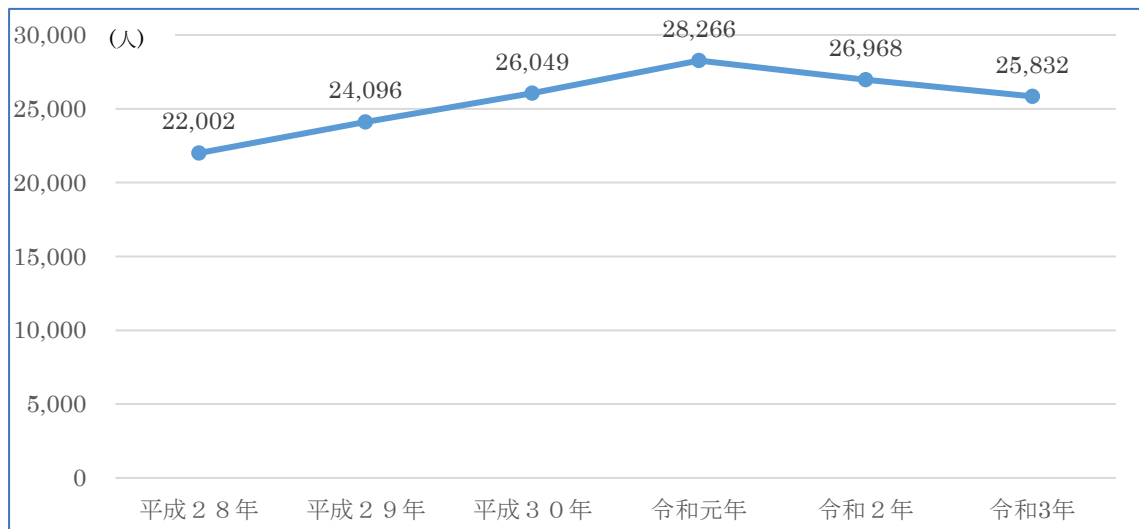
## (7) 子どもなんでも相談利用状況

子どもなんでも相談の相談対応件数は、平成28(2016)年度から令和2(2020)年度までの5年間で大幅に増加しています。令和3(2021)年度より、夜間休日を含めて24時間365日の相談体制に拡充しました。

	相談対応件数	相談方法			
		電話	面接	訪問	その他
平成28年度	19,775	16,373	674	2,016	712
平成29年度	35,659	25,888	1,745	6,331	1,695
平成30年度	45,676	32,512	1,906	9,295	1,963
令和元年度	60,198	47,211	1,647	9,904	1,436
令和2年度	69,058	58,306	1,521	7,784	1,447

### (8) 外国人人口の推移

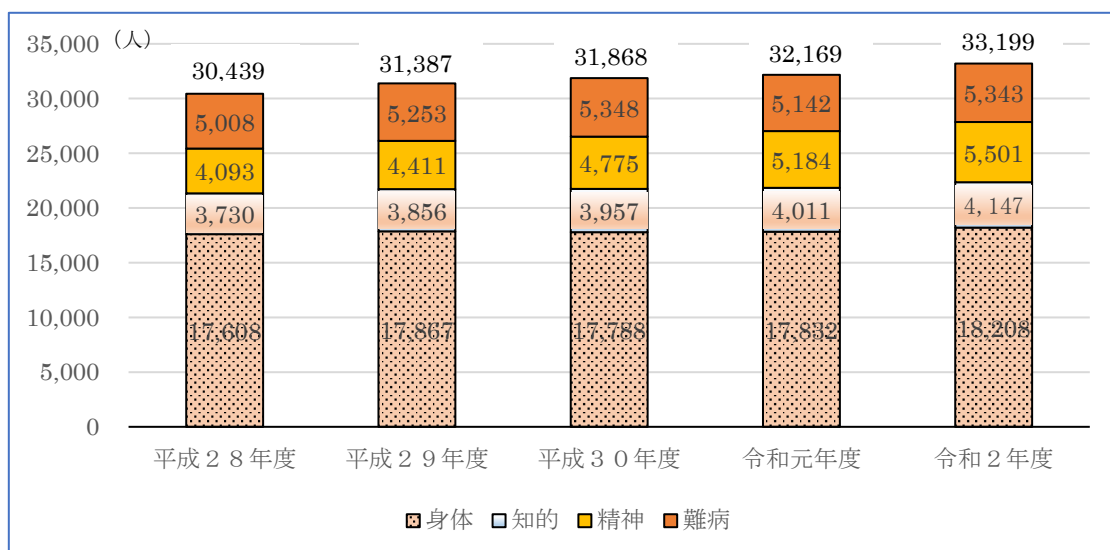
区の外国人人口は増加傾向にありましたが、令和2（2020）年より減少に転じています。これは、新型コロナウイルス感染症の影響による入国者の減少及び出国者の増加が要因と考えられます。



※住民基本台帳（各年10月1日）より作成

### (9) 障がい者数の推移

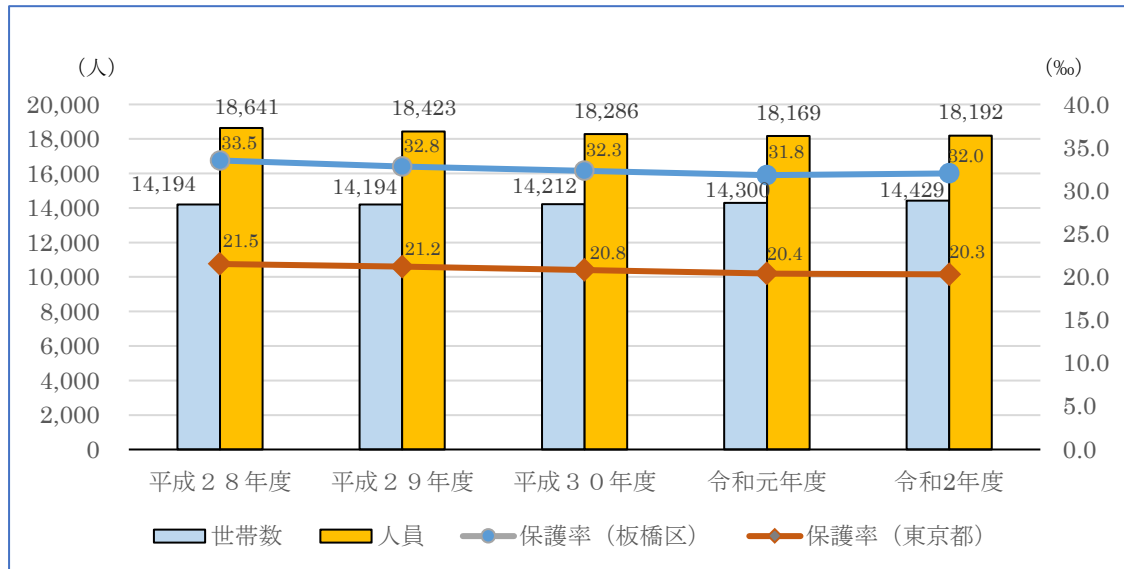
区の障がい者の推移は、増加傾向にあります。特に、精神障がい者の増加が顕著となっており、令和2（2020）年度は、平成28（2016）年度と比較し、1,408人増加しています。全体としては、身体障がい者の割合が5割弱となっています。



※統計については、各障がい者手帳所有者を障がい者として計上し、難病については、難病医療費等助成制度認定者数を計上している。

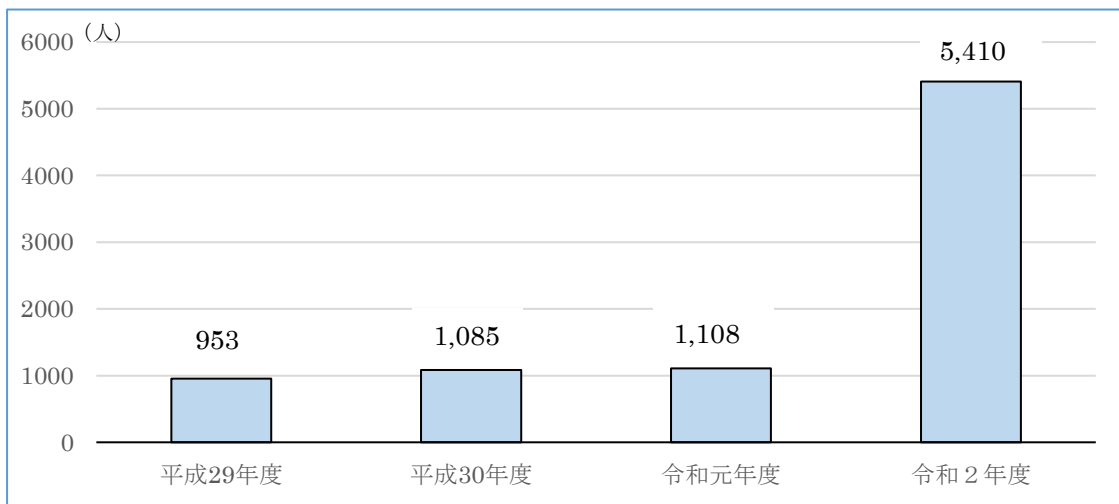
## (10) 生活保護受給世帯・人員数の推移

区の保護率は、東京都全体の保護率に比べて高い水準で推移しており、令和2（2020）年度は32.0%<sup>9</sup>となっています。被保護人員及び保護世帯数はほぼ横ばいとなっています。



## (11) 生活困窮者(自立相談支援事業<sup>10</sup>)の相談件数について

区の自立相談支援事業の相談件数は、令和2（2020）年度に大幅に増加しています。新型コロナウイルス感染症にかかる支援として住居確保給付金の要件緩和が行われ、家賃補助の相談が増えています。



<sup>9</sup> ‰(パーミル) 1000分の1を1とする単位(千分率)。1‰は0.1%となる。

<sup>10</sup> 自立相談支援事業 生活困窮者からの相談に早期かつ包括的に応ずる相談窓口。生活困窮者の抱えている課題を適切に評価・分析し、その課題を踏まえた支援を行う。

### 3 実施計画 2021 の検証と課題

実施計画 2021 では、地域共生社会の実現の視点から特に重要な取り組みを重点取組として位置づけ、各重点取組で示した「3年後のめざす姿」の達成に向けて事業の進捗管理を行ってきました。ここでは基本理念ごとに各重点取組について現状と全般的な評価を行い、実施計画 2025 に引き継ぐ課題等を示します。

将来像		
<b>住み慣れた地域でつながる保健と福祉のまち</b> ～地域共生社会の実現に向けて～		
基本理念 1 互いがつながり孤立しない ～ネットワーク～	基本理念 2 互いが支え合い助け合う ～コミュニケーション～	基本理念 3 すべての人が認め合い住みやすい ～ユニバーサル～
暮らしの中で抱える多様な課題を解決するため、地域の様々な場所で活動する人々や団体をネットワークでつなぎ、孤立しない地域をつくります。	地域生活課題の解決に取り組む様々な人々や団体を支援し、お互いが「支え手」にも「受け手」にもなる支え合い・助け合いがある地域をつくりまします。	すべてに共通、普遍的であるというユニバーサルの考え方をハード・ソフトの両面から積極的に推進し、お互いを認め合い住みやすい地域をつくりまします。
<b>重点取組</b> ○地域包括支援センター（おとしより相談センター） ○発達障がい者支援センターの設置 ○いたばし版ネウボラの拡充 ○（仮称）子ども家庭総合支援センターの開設	<b>重点取組</b> ○板橋区コミュニティ・スクールの導入 ○子どもの居場所づくり活動支援事業 ○生活支援体制整備事業（支え合い会議等） ○避難行動要支援者名簿の作成	<b>重点取組</b> ○人権等の普及啓発 ○板橋区ユニバーサルデザイン推進計画 2025 の推進 ○小豆沢スポーツ施設整備 ○高島平地域のまちづくり推進

## 基本理念 1 互いがつながら孤立しない ～ネットワーク～

### 【総評】

少子高齢化や家族のあり方が多様化する中で、社会的孤立の問題や分野が絡み合う複雑な問題（「ダブルケア<sup>11</sup>」や「8050問題<sup>12</sup>」等）が増加しています。

「実施計画 2021」においては、これらの暮らしの中で抱える様々な地域生活課題を解決するため、地域住民やNPO、社会福祉法人、企業等、地域の多様な活動主体が連携し支え合う取り組みを支援するとともに、世帯全体の複合化・多様化した課題を受け止め、所管を超えて連携し、解決する体制の構築をめざしてきました。

「実施計画 2021」の中で重点取組として掲げた4つの取組では、社会的に孤立しやすい、高齢者や障がい者、子育て世帯などが抱える課題に対して、関係機関が連携しながら地域の社会資源へつなぐしくみづくりが進んでいます。

今後は、複雑化・複合化している地域生活課題に対応するため、地域力のさらなる強化を進め、行政や関係機関、地域で活動する支援者が互いに連携しながら世代や属性を超えた包括的な支援体制を構築していく必要があります。

### 【重点取組の評価】

① 地域包括支援センター（おとしより相談センター）	
評価	<p>区内の設置場所が令和元年に19か所となり、概ね日常生活圏域とされる地域センターの管轄区域で相談ができる体制が整備されました。また、地域が抱える課題の解決に向け地域の関係者と連携して支援を行うため、体系的な運営ができるように会議体の位置づけを明確にしました。</p> <p>【取組実績】①相談件数 令和元年度 115,437件 令和2年度 108,685件 令和3年度(見込) 108,685件 ②主な連携機関 介護保険事業者、社会福祉法人、医療機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会など</p>
課題	多職種連携、地域支援の機能強化を図り、包括的に相談と支援ができる体制の構築につながる連携強化が必要となります。
② 発達障がい <sup>13</sup> 者支援センターの設置	
評価	<p>令和2年に成人期（概ね16歳以上）の発達障がい者に対する総合的な支援の拠点として、「板橋区発達障がい者支援センター」（あいポート）が開設され、15歳以下の児童を対象とした「板橋区子ども発達支援センター」と連携を図り、ライフステージに合わせた切れ目のない支援ができるようになりました。</p> <p>【取組実績】①令和2年11月 開設 ②新規相談実人数 令和2年度 239人 令和3年度(見込) 240人</p>
課題	増加するニーズや訪問支援の拡大などに対応するため、施設の機能強化を図るとともに、関連機関と地域資源を活かした連携の強化が必要です。



③ いたばし版ネウボラ <sup>14</sup> の拡充	
評価	子育て支援の入り口となる妊婦面接は、令和2年度の新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、感染予防対策用のこども商品券を配付し周知の強化に努めた結果、面接率が向上しました。また、令和元年度から産後ケア事業が始まり、家庭のニーズに応じた支援を切れ目なく行ういたばし版ネウボラの拡充につながっています。 【取組実績】①妊婦面接率 令和元年度 82.8% 令和2年度 96.8% 令和3年度(目標)100%
課題	ニーズの把握や支援が確実に届くしくみをつくり、妊産婦が孤立せずに子育てできる地域づくりが必要となります。
④ (仮称)子ども家庭総合支援センターの開設	
評価	令和4年度の「(仮称)子ども家庭総合支援センター」の開設に向けて、職員を他自治体へ派遣するなど、人材育成に取り組みました。また、令和2年度から建設工事に着手し、令和3年12月には竣工しました。(令和3年10月時点では予定) 【取組実績】①職員育成(派遣)数 令和元年度 16名 令和2年度 31名 令和3年度(見込)43名
課題	「(仮称)子ども家庭総合支援センター」の開設に向けて庁内外の関係機関との連携方法など検討を進め、円滑な施設運営に移行できるように体制を整備していく必要があります。

## 11 ダブルケア

育児と介護が同時期に発生する状態のこと。近年の晩婚化・出産年齢の高齢化や少子高齢化と関連する。

## 12 8050問題

介護を必要とする80代の親と長期間にわたって引きこもっている50代の子で構成される世帯に象徴される、多世代にわたって様々な課題を抱えた家族の問題。

## 13 発達障がい

コミュニケーションをとったり、暗黙のルールを守ったり、集中・関心を保ったり、ミスや抜け・漏れなく社会生活を送ったりすることに困難を感じる障がい。

発達障害者支援法では、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されている。

## 14 いたばし版ネウボラ

すべての妊婦を対象とした面接を保健師・助産師が行うことによる、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援。

## 基本理念2 互いが支え合い助け合う ～コミュニケーション～

### 【総評】

少子高齢化や単身世帯の増加、プライバシー意識の高まりなどを背景に、つながりが希薄化する中で、支え合いの機能が低下し生活に困窮を抱えながらも適切な支援に結びつかないため課題が深刻化する状況が生じています。

「実施計画 2021」においては、日頃から顔の見える関係をつくり、つながりを持つことで、制度の狭間に落ちることのないように支え合いの意識の醸成をめざしてきました。

「実施計画 2021」の中で重点取組として掲げた4つの取組では、だれもが「支え手」にも「受け手」にもなり課題を共有しながら地域づくりを行う意識の醸成にもつながってきました。また、地震などの自然災害においては、地域住民の日頃からのつながりが、行政支援が届くまでの重要なつなぎとなっています。

今後は、共助・互助のつながりを大切にするとともに、地域住民の社会的孤立や制度の狭間の問題への対応に向けて、地域資源を活用した地域づくりを進め、支え合い・助け合いの意識を醸成していく必要があります。

### 【重点取組の評価】

① 板橋区コミュニティ・スクールの導入	
評価	令和2年度にコミュニティ・スクール委員会を設置し、板橋区コミュニティ・スクールの導入が区内の全小中学校で完了したことにより、地域とともにある学校の実現に向けたしくみづくりが進められました。 【取組実績】①コミュニティ・スクール委員会設置校数 小学校 51校 中学校 22校 ②地域コーディネーター数 令和元年度 235人 令和2年度 245人 令和3年度(見込) 259人
課題	新型コロナウイルス感染症の影響により、活動の中止や縮小が余儀なくされる中で学校と地域の連携を深める方策の検討が必要となります。さらに、板橋区コミュニティ・スクールのしくみを学校や地域に根付かせ、真に機能するしくみの構築に向けた支援が必要となります。
② 子どもの居場所づくり活動支援事業	
評価	令和元年度に子どもの居場所活動団体間のネットワークを構築するために専用のホームページ「いたばし子どもの居場所サイト」を開設しました。新型コロナウイルス感染症の影響で、ホームページを活用した居場所活動団体と居場所支援団体のマッチング件数が増加し、新しい生活様式に見合った支援体制の構築につながっています。 【取組実績】①居場所活動団体マッチング支援システム活用数 令和元年度 41件

	令和2年度 81件 令和3年度(見込) 100件 ②地域資源を開拓するため、企業配付用のPRチラシ作成
課題	多世代交流に取り組む子どもの居場所活動団体も増えているため、多方面から支援のあり方を検討する必要があります。子どもの居場所活動の地域への定着化に向けて、地域資源とのつながりを拡充していく必要があります。
<b>③ 生活支援体制整備事業（支え合い会議等）</b>	
評価	現在 18 地域全ての日常生活圏域で、その地域の多様な主体をメンバーとした第2層協議体が立ち上がり、月に1回程度会議を開催し地域の様々な情報を共有し、メンバーで話し合いながら、その地域ならではの助け合い・支え合いの地域づくりに取り組んでいます。 新型コロナウイルス感染症の影響下であっても地域づくりの取り組みが停滞しないよう、オンラインを用いた会議や研修等を実施し、活動を継続しています。 【取組実績】①協議体の開催数 令和元年度 第1層：1回 第2層：166回 令和2年度 第1層：2回 第2層：95回 令和3年度（見込） 第1層：2回 第2層：120回 ②生活支援コーディネーター <sup>15</sup> 配置数 令和元年度 13 地域 令和2年度 14 地域 令和3年度（見込） 16 地域
課題	各協議体で地域情報の共有を行いながら、具体的な支え合い活動の創出や、新たな担い手の発掘に向けて、地域の専門職や社会福祉法人、商店、民間企業等と連携していく必要があります。
<b>④ 避難行動要支援者名簿の作成</b>	
評価	町会・自治会や民生委員・児童委員と連携しながら、災害時の安否確認のしくみづくりを行っています。避難行動要支援者 <sup>16</sup> の福祉避難所 <sup>17</sup> への受け入れ態勢の確保を進めています。 【取組実績】①避難行動要支援者名簿登録者数 令和元年度 6,916名 令和2年度 7,235名 令和3年度（見込） 7,306名
課題	地震や水害時など様々な災害形態を想定し、名簿活用について検討を進めていく必要があります。

### 15 生活支援コーディネーター

協議体と協力しながら自分たちのまちをより良くしていくために、地域の様々な活動をつなげ、組み合わせる調整役。協議体とのメンバーもしくは地域の人材等から協議体の互選により決めている。

### 16 避難行動要支援者

要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児等の特に配慮するもの）のうち、災害が発生又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが特に困難な者で、その円滑かつ迅速な避難を図るため特に支援を要する者。

### 17 福祉避難所

災害時における高齢者や障がい者などの特に配慮が必要な要配慮者を受け入れる施設。板橋区では区内福祉関連施設と「災害時における福祉避難所としての施設利用に関する協定」を締結し、福祉避難所の整備を進めている。

### 基本理念3 すべての人が認め合い住みやすい ～ユニバーサル～

#### 【総評】

ダイバーシティ&インクルージョン<sup>18</sup>やユニバーサルデザインなど、一人ひとりの多様性を考慮した社会の構築やまちづくりが時代の潮流となっています。

「実施計画 2021」においては、お互いを尊重するなど人権意識の普及啓発と向上を図り、だれもが暮らしやすい社会をめざしてきました。

「実施計画 2021」の中で重点取組として掲げた4つの取組では、ハード・ソフトの両面からユニバーサルの視点を推進してきました。ソフト面では、ダイバーシティ&インクルージョンやユニバーサルデザインの普及啓発を行い、ハード面では、ユニバーサルの視点を取り入れ、小豆沢スポーツフィールドのリニューアルオープンや高島平地域のまちづくりの再生に向けた検討を進めています。

今後は、新型コロナウイルス感染症の影響もある中で、「新たな日常」に合っただれもが住みやすい地域づくり、だれもが多様性を認め合う社会をつくっていく必要があります。

#### 【重点取組の評価】

① 人権等の普及啓発	
評価	平成 30 年度から開催しているダイバーシティフェアや職員向け情報紙「D&I 通信」により、ダイバーシティ&インクルージョンに対する区民や区職員への普及啓発が進んでいます。 【取組実績】①ダイバーシティフェアの開催 ②啓発のための広報誌の作成
課題	だれもがお互いを尊重し認め合えるよう、まず区職員からダイバーシティ&インクルージョンに対する積極的な意識啓発が必要です。また、新型コロナウイルス感染症の影響により対面の事業開催が難しいため、「新たな日常」に合った啓発方法のあり方を検討する必要があります。 子どもや高齢者、障がい者などに対する虐待や差別、外国人や性的マイノリティ <sup>19</sup> に対する偏見、SNS や新型コロナウイルス感染症の影響などから生じる新たな差別の問題などに対して、だれもがお互いを尊重し認め合えるように、人権問題に対する積極的な意識啓発が必要です。
② 板橋区ユニバーサルデザイン推進計画 2025 の推進	
評価	ソフト面では、幅広い世代の区民へのパンフレット等の配布等によってユニバーサルデザインの普及啓発に取り組み、多様な立場の方の理解が進みました。ハード面では、ユニバーサルデザインチェックを行うことで、公共施設のユニバーサルデザイン化が進みました。また、国際理解教育の実施により異文化への理解が進んでいます。 【取組実績】①ユニバーサルデザイン普及啓発パンフレット配布

	<p>②ユニバーサルデザインチェックの実施</p> <p>③国際理解教育の実施(外国人ボランティア派遣 小学校、あいキッズ等)</p>
課題	新型コロナウイルス感染症の影響により生じた新たな困り事にも対応するため、「新たな日常」に合った啓発方法を検討し、より一層ユニバーサルデザインの浸透を図る必要があります。
<b>③ 小豆沢スポーツ施設整備</b>	
評価	<p>令和2年にユニバーサルデザインの視点を取り入れ、あずさわスポーツフィールドとしてリニューアルオープンしました。園内移動を円滑化し、だれでもトイレの設置やベンチの増加などにより公園利用者が快適かつ安全に施設利用するとともに、利便性も向上しています。</p> <p>【取組実績】令和2年7月、あずさわスポーツフィールドとしてリニューアルオープン</p>
<b>④ 高島平地域のまちづくりの推進</b>	
評価	<p>アーバンデザインセンター高島平(UDCTak)<sup>20</sup>を活用し、地域課題の解消に向けた研究・実践に取り組むなど、関係機関と連携しながら都市再生を推進しています。</p> <p>【取組実績】高島平都市再生実施計画の策定(見込)</p>
課題	若年世代から高齢者まで多様な世代が住むミクストコミュニティの実現をめざした、高島平のまちづくりを推進していくことが必要です。

## 18 ダイバーシティ&インクルージョン

性自認・性的指向による違いのほか、年齢・疾病・人種・民族・国籍・文化・宗教・障がいの有無などの多様性を、お互いに尊重し、認め合い、活かしあう社会。

## 19 性的マイノリティ

出生時に判定された性別と性自認(自認する性)が一致し、かつ性的指向(好きになる性)は異性というパターンに当てはまらない人。レズビアン(同性を好きになる女性)、ゲイ(同性を好きになる男性)、バイセクシャル(両性を好きになる人)、トランスジェンダー(出生時の性別と性自認が一致しない人)など、性的少数者のこと。

## 20 アーバンデザインセンター高島平(UDCTak)

平成27年10月に策定された「高島平地域グランドデザイン」によって提唱された、「民・学・公」連携によるまちづくりのプラットフォームとして、平成28年11月に設立された。



## 第3章



## 実施計画 2025

- 1 計画の方向性
- 2 計画の展開

# 1 計画の方向性

## (1) 将来像

地域保健福祉計画では、「住み慣れた地域でつながる保健と福祉のまち」を将来像として掲げ、各分野を超えて地域福祉を推進し、地域共生社会の実現をめざしています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響による「新たな日常」の視点を踏まえながら「いたばしNo.1 実現プラン 2025」の重点戦略の実現に向けた計画を展開していきます。

### 《地域共生社会の実現に向けて》

地域生活課題が複雑化・多様化する現代において、社会的孤立をなくし、だれもが役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる社会を築いていくことが重要となっています。

国では、「地域共生社会の実現」に向けた改革の骨格として、「地域課題の解決力の強化」、「地域丸ごとのつながりの強化」「地域を基盤とする包括的支援の強化」「専門人材の機能強化・最大活用」の4つの強化を掲げ、取組を進めています。

板橋区においても、高齢期の支援を地域で包括的に確保する「地域包括ケアシステム」を中核としつつ、板橋区独自の視点を加えた「板橋区版 AIP」を構築し、住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりを行っています。

この考え方を高齢者だけではなく、障がいのある人や子どもなどに支援を広げていくことにより、8050 問題など複合化した課題にも対応できるようになると考えられます。

本計画においては、A I P の考え方を踏まえ、地域に身近なところで相談を受け止められるよう、属性を問わない包括的な相談支援、社会への参加に向けた支援、地域づくりに向けた支援を、区と地域住民が一体となって構築していきます。また、分野別の垣根を超えた財源配分の特徴をもつ重層的支援体制整備事業<sup>21</sup>の活用も検討しながら取り組んでいきます。

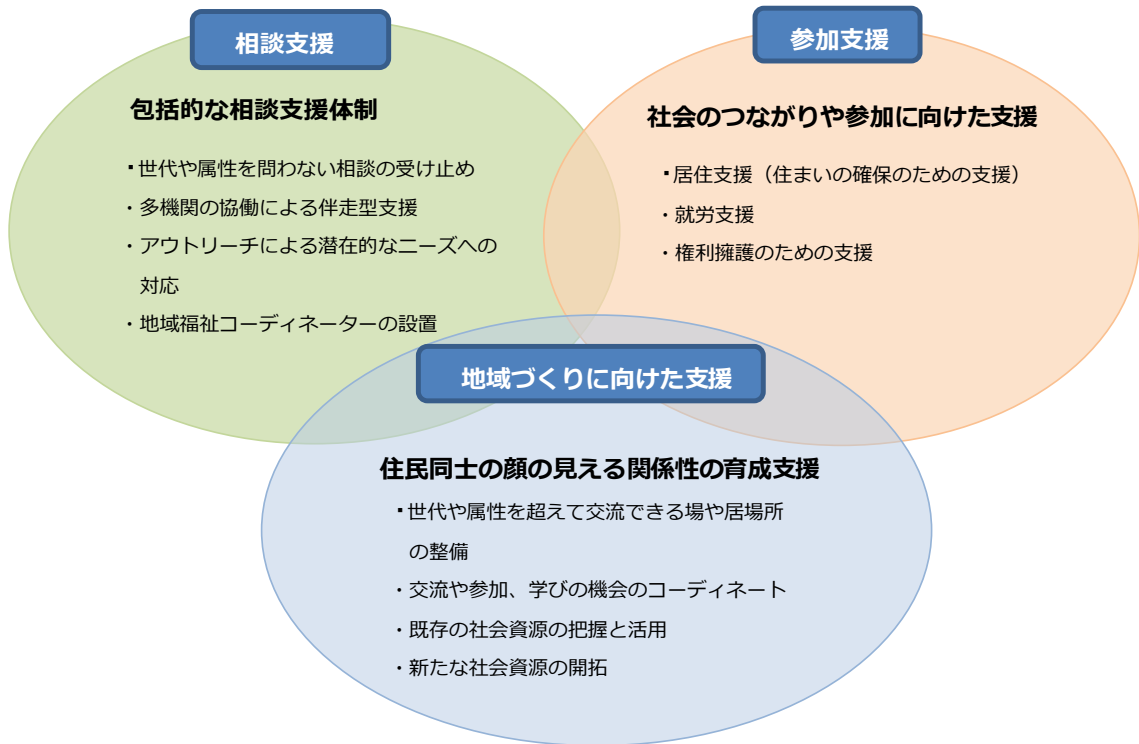
---

## 21 重層的支援体制整備事業

令和2(2020)年の社会福祉法の改正により創設された、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、①相談支援②参加支援③地域づくりに向けた支援の機能を一体的に実施する事業。



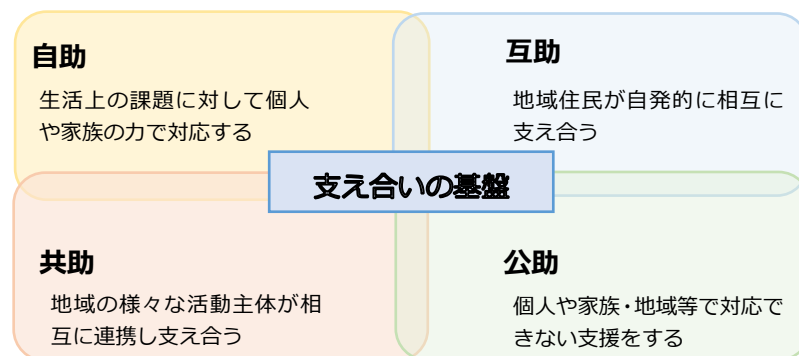
## 《包括的な支援体制の構築》



顔の見える関係性を築き、支え合いから始まる地域づくりを進め、  
地域共生社会の実現を図ります。

## 《支え合いの基盤となる「自助」「共助」「互助」「公助」の連携》

区民の様々な地域生活課題をきめ細やかに把握し、解決に結びつけていくため、それぞれの生活圏域（身近な生活圏域である小学校区域、日常生活圏域である中学校区域、区内全域）の中で、様々な地域の活動を通じて、支え合いの基盤となる「自助」「共助」「互助」「公助」の連携により地域保健福祉を推進していきます。



## (2) 実施計画 2025 における着眼点

### ポストコロナ時代の「新たな日常」

新型コロナウイルス感染症の拡大は、失業や減収による生活困窮者の増加、活動自粛や人流抑制による高齢者等の孤立化など、医療体制以外にも様々な影響を及ぼしています。

コロナ禍による生活への影響に伴って、顕在化した新たな生活課題への支援について、ポストコロナ時代を見据えた「新たな日常」の視点を取り入れ検討していきます。

### いたばしNo. 1 実現プラン 2025 との連携

#### 《SDGs 戦略ビジョン》

新型コロナウイルス感染症の拡大によって、区民の生命・健康・財産が脅かされ、生活や経済活動に不安が拡がりました。ポストコロナ時代の「新たな日常」においては、国際目標の「持続可能な開発目標 (SDGs)」が掲げる「誰一人取り残さない」という基本理念をもとに、だれもが役割を持ち、お互いに支え合う地域共生社会の実現のために、新型コロナウイルス感染症の影響などによる社会情勢の変化にも柔軟に対応し、安心して暮らすことができる計画を進めていきます。

#### 《DX 戦略ビジョン》

新型コロナウイルス感染症の影響として、社会的孤立や地域のつながりの希薄化、生活困窮者の増加などが顕著となっており、また、対面型の面接を行うことが難しくなってきました。地域や社会とつながりやすくするために、オンライン化や蓄積されたデータベースの分析など、こうした情報技術を身近な生活や業務などに活かして、より便利により効率的に変革していく DX (デジタルトランスフォーメーション)<sup>22</sup> 戦略の視点を福祉の分野にも取り入れ、時代の要請に対応した新しい支援のあり方を進めていきます。

---

#### 22 DX (デジタルトランスフォーメーション)

2004 年にスウェーデンのウメオ大学のエリック・スルトターマン教授が提唱した「デジタル技術が全ての人々の生活を、あらゆる面でより良い方向に変化させる」というコンセプトのこと。

## 《ブランド戦略ビジョン》

民生委員・児童委員や社会福祉法人、NPO、企業など地域の様々な活動主体が地域の見守り活動などに積極的に取り組む風土が板橋区の強みです。また、令和2年度に開設された区立中央図書館やあずさわスポーツフィールドはユニバーサルデザインの視点に基づいた設計を行っており、だれもが暮らしやすい「選ばれるまち」としての板橋らしい魅力を創造・発信しております。これらの地域発の活動力やデザインを板橋区ならではのブランドとして、板橋区への愛着を深め、地域福祉活動推進の原動力としていきます。

### 【実施計画 2025 と SDG s】

「実施計画 2025」では、地域福祉の推進において、SDG s の 17 のゴールのうち、12 のゴールの達成に貢献します。



地域福祉の推進  
で SDG s に貢献  
する 12 のゴール

(その他のゴール)



### (3) 基本理念

すべての人がお互いを認め合い、支え合い、助け合い、つながることで孤立しない地域をめざすために、複雑・複合的な地域生活課題の解決に向けて包括的に支援を行い、かつ、板橋区の地域力を活かした地域共生社会の実現に向けて、3つの基本理念を定め、計画の展開を図っていきます。

#### **(4) 実施体系**

「実施計画 2025」では、地域共生社会の実現をめざして、3つの基本理念ごとに各福祉分野に共通して取り組む事項や地域福祉の推進に関する取り組みの方向性を示していきます。

また、支援の対象を属性別（高齢者、障がい者、子どもなど）でとらえるのではなく、複雑・複合的な地域生活課題、制度の狭間の問題などの解決に向けて、区、社会福祉協議会、地域の活動主体が連携しながら地域福祉を推進していく、包括的な支援体制を整備します。

【実施計画 2025 と実施体系】

将来像

**住み慣れた地域でつながる保健と福祉のまち**  
～地域共生社会の実現に向けて～

**(着眼点)**

ポストコロナ時代の「新たな日常」

いたばしNo.1 実現プラン 2025 との連携  
重点戦略 (①SDGs 戦略 ②DX 戦略 ③ブランド戦略)



基本理念 1 互いがつながり孤立しない ～ネットワーク～	基本理念 2 互いが支え合い助け合う ～コミュニケーション～	基本理念 3 すべての人が認め合い住みやすい ～ユニバーサル～
複雑・複合化する課題を包括的に受け止め解決するために、地域で活動する人々や団体をネットワークでつなぎ孤立しない地域をつくります。	生活の中で抱える課題の解決に向けて、お互いが「支え手」にも「受け手」にもなり支え合い・助け合いがあるコミュニケーションを通じた地域をつくります。	すべてに共通、普遍的であるというユニバーサルの考え方をハード・ソフトの両面から積極的に推進し、お互いを認め合い住みやすい地域をつくります。

<p><b>(ビジョン)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 包括的な相談支援体制づくり</li> <li>② 孤立化を防ぐネットワークづくり</li> <li>③ 地域の生活課題を解決するしくみづくり</li> </ul>	<p><b>(ビジョン)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>④ 地域の活動主体との協働・連携体制づくり</li> <li>⑤ 地域資源を活用したコミュニティづくり</li> <li>⑥ 災害時等に支え合うしくみづくり</li> </ul>	<p><b>(ビジョン)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⑦ 多様性を認め合う基盤づくり</li> <li>⑧ ユニバーサルデザインのまちづくり</li> <li>⑨ 権利擁護の推進</li> </ul>
---	---	---

## 【実施計画 2025 と地域保健福祉計画に記載が必要な事項】

実施計画 2025 と社会福祉法で示された以下の地域福祉計画に記載が必要な事項との関係性を示します。

### 地域福祉計画に記載が必要な事項（社会福祉法第 107 条第 1 項より抜粋）

内容	番号
地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項	1
地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項	2
地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項	3
地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項	4
地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項	5

基本理念	ビジョン	主な取り組み	番号
1 互いがつながり孤立しない ネットワークづくり	①包括的な相談支援体制づくり	包括的な相談支援体制の構築	1・2・5
		生活困窮者自立支援事業の推進	1・2・5
	②孤立化を防ぐネットワークづくり	支え合いから始まる地域づくり	4
		見守り活動の推進	1・4
	③地域の生活課題を解決するしくみづくり	複合化した課題のある家庭への支援	1・2・5
		ひきこもり家庭への支援	1・2・5
		高齢者への支援	1・2・4・5
		子ども・若者への支援	1・2・4・5
		ひとり親家庭への支援	1・2・4・5
		障がい者（児）への支援	1・2・4・5
障がい者の多様な就労機会の確保	1・2・4・5		
2 互いが支え合い助け合う コミュニケーションづくり	④地域の活動主体との協働・連携体制づくり	町会・自治会活動の活性化に向けた支援	1・4
		地域の活動主体との連携・協働の促進	1・3・4
		地域保健医療体制の整備	1・2・4
		福祉サービスの質の向上・人材確保	2・4

基本理念	ビジョン	主な取り組み	番号
2 互いが支え合い助け合う コミュニケーション	⑤地域資源を活用した コミュニティづくり	地域の居場所づくり	1・4・5
		地域の活性化に向けた資源活用	1・3・4・5
	⑥災害時等に支え合う しくみづくり	災害時要支援者等への支援体制の構築	2・5
		災害時等の医療・保健衛生体制の整備	1・3
3 すべての人が認め合い住みやすい ユニバーサル	⑦多様性を認め合う基 盤づくり	ダイバーシティ&インクルージ ョンの理解促進	1・4
		多文化共生に向けた促進活動	1
	⑧ユニバーサルデザイ ンのまちづくり	ユニバーサルデザインの普及啓発	1
		ユニバーサルデザインのまちづ くり	1
	⑨権利擁護の推進	人権意識等の尊重・啓発	1・2・5
		成年後見制度の利用促進	1・2・5

## 2 計画の展開

### 基本理念 1 互いがつながり孤立しない ～ネットワーク～

少子高齢化や家族のあり方が多様化する中、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、地域を取り巻く環境は大きな転換点を迎えています。デジタル化やオンライン化が加速する一方で、人と人とのつながりとしての地域のつながりは希薄化し、これまで家庭や地域で対応してきた様々な地域生活課題が顕在化しています。課題の解決に向けては、地域住民や NPO、社会福祉法人、企業等、地域の多様な活動主体が連携し、支え合うしくみが必要です。

区は、複雑・複合化する地域生活課題を包括的に支援するために地域の取り組みを支援するとともに、所管を超えて連携し、地域の様々な場所で活動する人々や団体を、ネットワークでつなぎ孤立しない地域づくりをめざします。

#### ビジョン①：包括的な相談支援体制づくり

- 区では、地域包括支援センター（おとしより相談センター）、障がい者基幹相談支援センター（障がい者福祉センター）、子育て世代包括支援センター（健康福祉センター）、生活困窮者自立支援機関（いたばし生活仕事サポートセンター）など、高齢・障がい・子ども・生活困窮といった分野別の相談機関を設け、個々に専門的な対応を図っています。
- ダブルケアや 8050 問題など相談者以外にも世帯への対応が必要とされる複合的な課題、社会的な孤立状態にあり支援を求めることができない世帯への対応、貧困の連鎖といわれる生活困窮者の問題など、世帯全体の状況に応じて課題を解決するためには、一つの専門機関による支援では限界があります。必要に応じて関係機関で連携を図りながら生活課題を俯瞰して捉える包括的な支援体制づくりを整備します。

#### ●めざす姿●

複雑・複合化する地域生活課題の解決に向けて、関係所管や関係支援機関とともにチームアプローチによる相談者に寄り添った包括的な相談支援体制の構築をめざします。



## 【主な取組】

## ■ 包括的な相談支援体制の構築

- 地域における出会いや学びの場など居場所づくりを進め、多様なつながりや参加の機会を確保することで、地域関係者や住民同士が支え合い、様々な地域生活課題を地域住民が主体となって解決を試みることができる地域づくりを支援します。
- 地域における支え合いのネットワークを活かし、関係機関や地域住民等による日頃からの気づき、見守りを通じて、課題を抱える世帯を早期発見し、積極的なアウトリーチ（訪問支援）により、適切に支援につなげます。
- 地域と関係機関（専門職）をつなぐ橋渡しとなる「地域福祉コーディネーター」の配置に取り組みます。モデル配置により実施状況を検証し、配置する圏域や機能の拡張等について検討していきます。
- 区民の相談については、高齢、障がい、子ども、生活困窮者など属性を問わず、どの相談窓口（専門職）でも区全体で受け止める相談体制を構築します。また、複合的課題を把握した際は、分野横断的に対応を進めるため、課題や支援方針を共有し、解決に向けた方向性を協議する支援調整会議を開催し、役割分担を明確にしたチームアプローチによる伴走型の支援を行っていきます。

## 【地域福祉コーディネーターの役割】

## ①相談機能

どこに相談したらよいかわからない困り事や地域の気になることなどについて相談を受け、適切な支援へつなぎます。

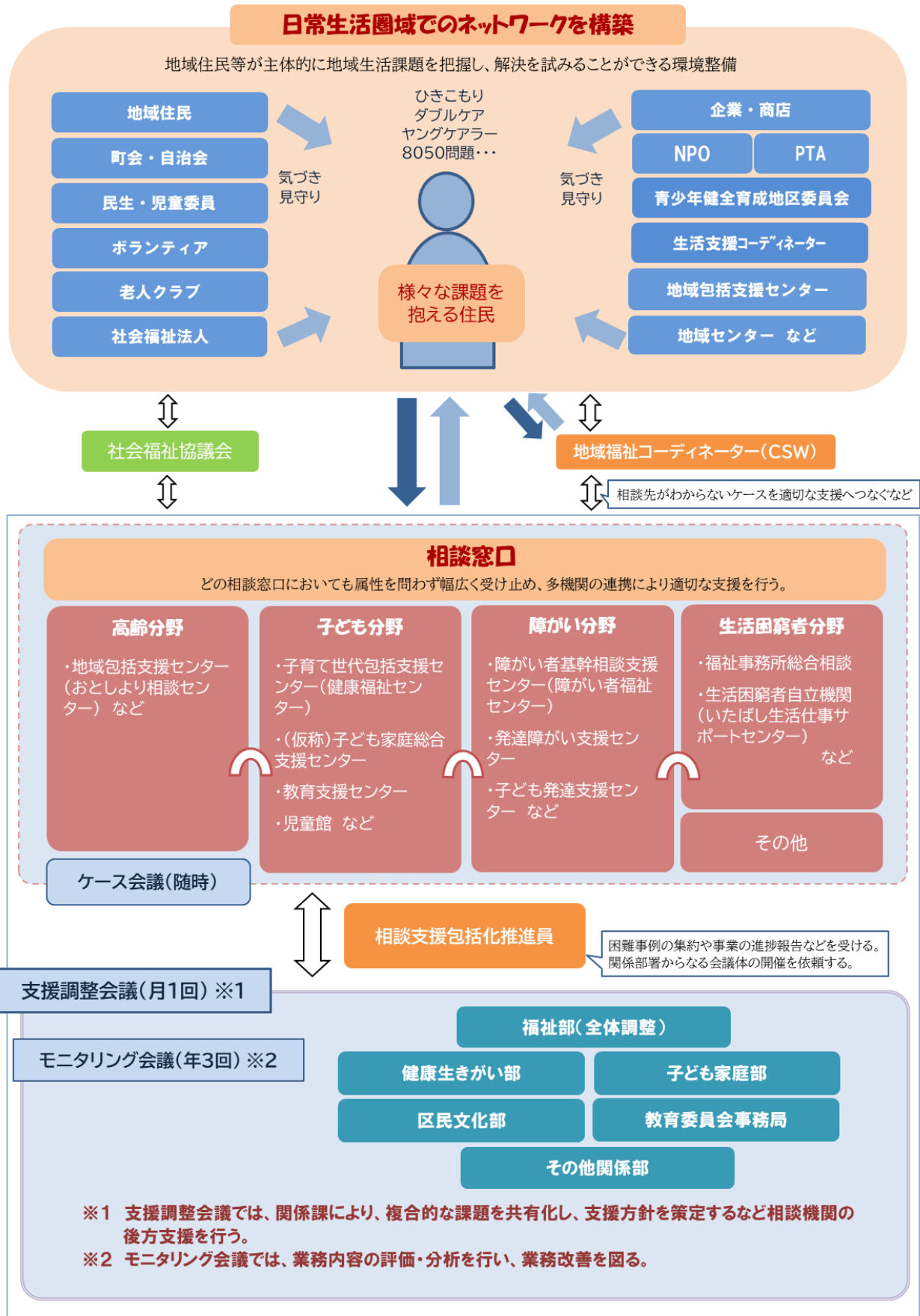
## ②コーディネート機能

一つの支援機関では対応が困難な課題に対して、関係する支援機関に働きかけを行い、地域の中で課題を解決するための調整役を担います。

## ③アウトリーチ機能

制度の狭間にある課題を抱える世帯や社会的に孤立しており支援につながらない世帯に対して、地域におけるネットワークを通じて、地域の情報を幅広く収集し、潜在的な支援ニーズを把握することで、アウトリーチによる継続的な支援を行います。

【板橋区版包括的な相談支援体制のイメージ図】



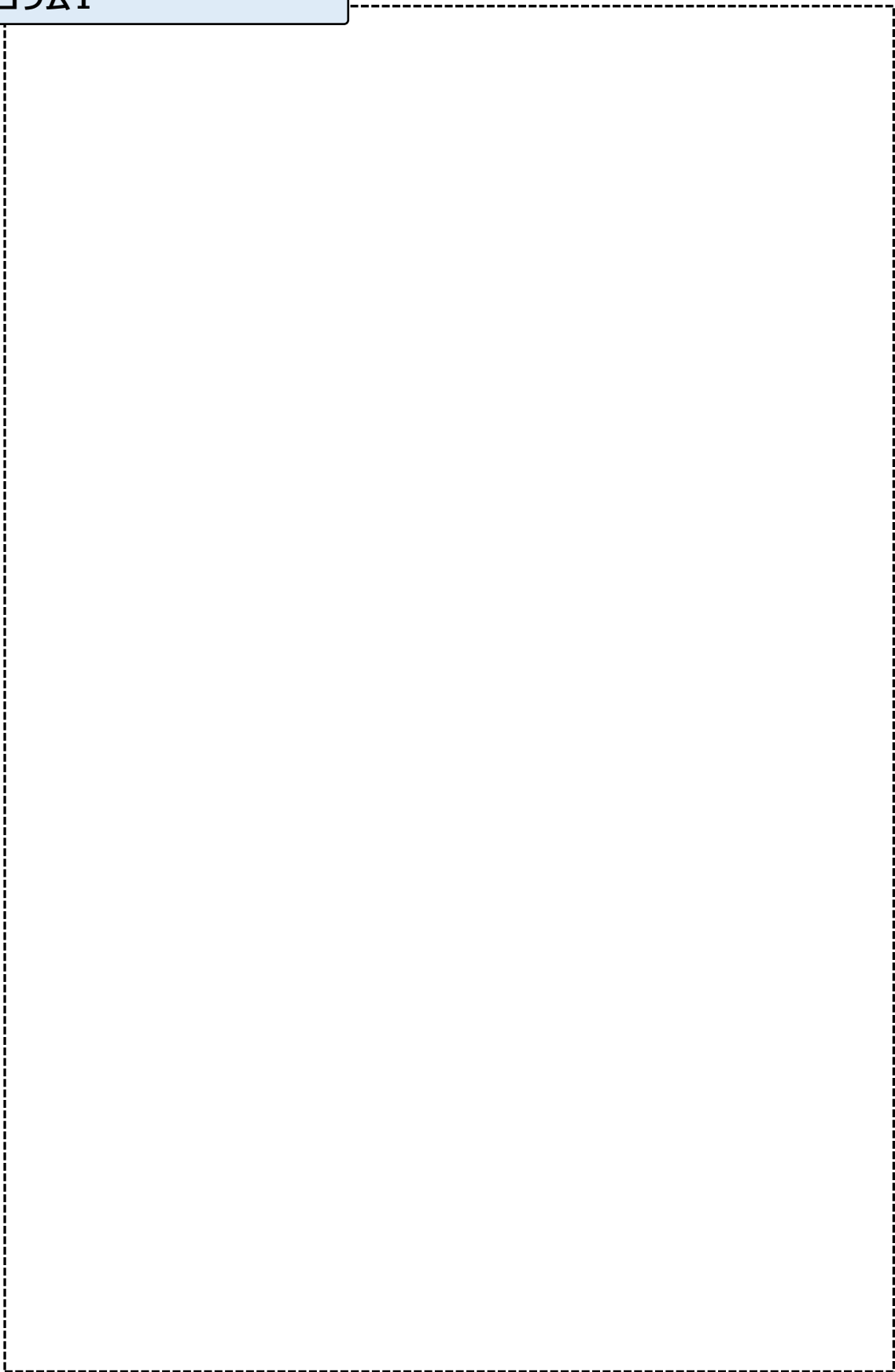
相談
  支援
  連絡・調整
  連携

## 【福祉・保健関連の相談窓口一覧】

分野	機関
高齢分野	◆地域包括支援センター（おとしより相談センター） 高齢者の介護や医療などに関する総合的な相談窓口（19か所）
子ども分野	◆子育て世代包括支援センター（健康福祉センター） 妊娠期から子育て期にわたり様々な総合相談支援を提供する拠点
	◆子ども家庭支援センター 子どもと家庭に関するあらゆる相談窓口。令和4年度より児童相談所と統合し、「(仮称)子ども家庭総合支援センター」が設置され、各種相談から通所・在宅支援を中心としたより専門的な対応や必要な調査、訪問等による継続的な支援業務まで担う拠点 ※先行して令和3年度より、子どもや保護者から相談を受ける「子どもなんでも相談」を、24時間365日の相談体制に拡充。
	◆教育支援センター 児童や保護者からの教育や学校生活上の問題に関する相談窓口
障がい分野	◆障がい者基幹相談支援センター（障がい者福祉センター） 相談、各種講座の開催、社会参加の促進に向けた支援などを行う、障がい者相談支援の拠点
	◆発達障がい者支援センター（あいポート） 16歳以上の大人を対象とした発達障がいの相談窓口
	◆子ども発達支援センター 15歳までの児童を対象とした発達障がいの相談窓口
生活困窮分野	◆福祉事務所総合相談 生活保護、ひとり親世帯、高齢者、障がい者などの生活上の問題に関する相談窓口（3か所）
	◆生活困窮者自立支援機関（いたばし生活仕事サポートセンター） 生活保護に至る前の生活困窮者が抱える幅広い相談に応じ、就労その他の自立に関する支援を行う機関
その他	◆権利擁護いたばしサポートセンター 認知症高齢者や障がい者の方が、判断能力が不十分になった時にサポートする窓口
	◆支え合いスポット（令和3年10月時点 1か所） 相談や地域の居場所を提供する地域の支え合い活動の拠点

※複雑化・複合化した課題は、各相談窓口の専門性を活かし、連携しながらチームアプローチによる課題解決に向けた取り組みを進めていきます。

コラム1



## ■生活困窮者自立支援事業の推進

- 生活困窮者自立支援法では、生活困窮者とは「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」とされており、公的な支援の対象としています。
- 区では、生活困窮者等の自立と生活再建のサポートを行うため「いたばし生活仕事サポートセンター」を設置し、就労や住まい、家計のやりくりなど幅広い相談に応じています。
- 生活困窮を起因とした生活課題は個々の状況により支援の方法も異なるため、各福祉施策等を単に提供するのではなく、日常生活の改善や社会参加、就労準備など将来を見据えた支援プランに基づき、今後も段階的な支援を行っていきます。
- 生活困窮者の中には、相談窓口に向かうことが困難であるため、適切な支援につながっていない方がおられます。こうした方々を支援するためにも、行政では、福祉部門だけではなく、税や保険、教育分野などと連携するほか、行政以外では、民生委員・児童委員や地域包括支援センター（おとしより相談センター）など地域の関係機関とも連携し、制度の広報や周知、利用の勧奨を行い、支援を個人に届けるアウトリーチを強化していきます。

### 【生活困窮者自立支援事業メニュー】

#### ・自立相談支援事業

就労その他の自立に関する相談支援、自立に向けた支援計画の作成等を実施します。

#### ・住居確保給付金の支給事務

離職により住居を失った方、又は失うおそれのある方に対し、家賃相当額を一定期間給付することにより、安心して求職活動ができるよう支援しています。

#### ・就労準備支援事業

「いたばしジョブトレーニングセンター」を設置して、就労に必要な訓練を個々の能力に合わせ、面接の支援や、日常生活自立、社会生活自立段階から一定期間実施しています。

#### ・一時生活支援事業

住居のない方に対して、宿泊場所や賃貸住宅のあっ旋、衣食の提供等を行います。

#### ・家計相談支援事業

家計状況の把握や家計改善に向けた意欲の向上を図る支援、貸付けのあっ旋等を行います。

#### ・学習支援事業

区内の3か所に学習支援教室「まなぶーす」を設置し、生活困窮世帯の子どもに対して、学習支援や保護者への進学助言、生活習慣や育成環境の改善に関する助言等を行います。

## ビジョン②：孤立化を防ぐネットワークづくり

- 少子高齢化や核家族化、「個」を重視したライフスタイルへの変化により、人と人がつながる機会が減少し、地域のつながりが希薄化することで、地域社会から孤立する世帯の問題が顕在化しています。
- 複雑な生活課題を抱えている人や世帯を早期に発見するために、地域に住む民生委員・児童委員や地域センター圏域に所在する地域包括支援センター（おとしより相談センター）によって見守り活動が行われています。その一方で、介護サービスなどの福祉サービスを受給していない世帯などが見過ごされることもあり、地域全体で共助や互助による助け合いの意識を醸成していきます。

### ●めざす姿●

様々な主体による見守り活動が展開されることで、だれもが地域でのつながりを感じられ、孤立化を防ぐネットワークづくりをめざします。

### 【主な取組】

#### ■ 支え合いから始まる地域づくり

令和3年度区民意識意向調査における「地域住民同士の支え合い活動の中で、あなたができる活動はありますか」という質問に対し、○%が「高齢・障がい者・子どもなどの見守り活動」と回答しました。

地域共生社会の実現のためには、地域を支える地域住民の共助・互助の力が特に重要となっています。「地域のために何ができるのかわからない」「地域のために何から始めたら良いのかわからない」という住民の方も多いと思いますが、近所の人とのあいさつも大切な地域とのつながり活動となります。

#### ◆◆地域とのつながりの一歩は、身近な地域活動から始まります◆◆

- 近所の人とあいさつをする。
  - 一人ぐらしの高齢者や地域の子どもの様子に変化がないか気遣う。
  - 地域のごみ拾いや清掃活動に参加する。
  - 町会・自治会活動に参加してみる。
  - 地域活動に目を向けて興味がある活動に参加してみる。
  - 地域の防災・防犯活動に参加する。
- ～その他にも様々な地域活動があります。できることから始めてみませんか？～

### ■見守り活動の推進

- 民生委員・児童委員は、毎年、区内の75歳以上の高齢者宅を訪問して、支援が必要な方を地域包括支援センター（おとしより相談センター）などの適切な支援機関につないでいます。また、情報を共有するために作成している「ひとりぐらし高齢者見守り対象者名簿」の登録勧奨を行い、警察、消防、民生委員・児童委員や区関係機関に配布し、緊急時に関係機関が活用することで、本人の安否確認や緊急連絡先へ連絡を行っています。
- 区と民間事業者の間で協力体制を確立し、連携して高齢者・子ども・障がい者などの見守り活動や地域づくりを進めていきます。
- 地域で緩やかな見守りを行う人材を育成・確保するため、町会連合会、老人クラブ、サロン等を対象に見守りに関する研修（「ゆるやかご近助さん養成講座」）を実施し、地域の見守りの裾野を広げていきます。

#### コラム2

## ビジョン③：地域の生活課題を解決するしくみづくり

- 各家庭のプライバシーが尊重されるなか、8050 問題やひきこもりなど複雑で複合化した問題が潜在化・長期化しています。また、格差社会の拡大、貧困の連鎖が課題となる中、厚生労働省の調査によれば、日本の子ども（17 歳以下）の 7 人に 1 人が一定の所得未満の貧困状態にあり、特にひとり親世帯の場合は、半分近くが貧困状態にあるなど、生まれ育った環境が子どもや若者に与える影響も大きくなっています。
- ひきこもり支援の多くは、精神保健分野による専門医の相談などを必要とし、ひきこもり当事者とその家族のケアを含めた継続的な取り組みが求められています。また、不登校の小・中学生は学校や教育支援センターと連携し、早期に課題を整理し、適切な支援を行う必要があります。ひとり親支援については、親への経済支援にとどまらず、子どもの成長期を考慮した居場所づくりや学習機会の提供など個々の状況や能力に応じた支援を行います。

### ●めざす姿●

人と人、地域とのつながりを持つことで、だれもが意欲を持って社会とつながり、いきいき生活できるようなしくみづくりをめざします。

### 【主な取組】

#### ■複合化した課題のある家庭への支援

- 高齢の親と中高年のひきこもりの子どもが同居し生活困窮と介護が同時に生じ孤立してしまう 8050 問題や、介護と育児が同時に発生するダブルケアなどが顕在化しています。こうした複合的な課題を抱える世帯に対しては、各専門機関の個別のアプローチではなく、関係機関が情報を共有のうえ、チームアプローチによる世帯全体を俯瞰した支援を行っていきます。

#### ■ひきこもり家庭への支援

- ひきこもりの相談窓口である「区民健康なんでも相談」や専門医によるひきこもり相談（専門医相談）、ひきこもり家族教室に関する情報提供を行い、適切な支援を進めていきます。
- 不登校の小・中学生は、教育支援センターでスクールソーシャルワーカーによる登校支援のほか、板橋フレンドセンターで学習支援や体験活動による社会



的自立に向けた支援を行います。

- 自立相談支援機関である「いたばし生活仕事サポートセンター」では、ひきこもりの状態にある家族からの相談内容に応じてプランを作成し、継続的な支援を行うほか、必要に応じて専門機関の紹介や訪問による支援を実施しています。また、保健部署と連携を強化し、よりきめ細かな取り組みを推進していきます。
- 今後、相談窓口の明確化と効果的な情報発信を行い、生きづらさを抱えた当事者やその家族をしっかりと受け止め、社会的孤立の解消に努めます。

### ■ 高齢者への支援

- だれもが年齢を重ねても安心して住み慣れたまちに住み続けることができるように、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援を切れ目なく提供する国が掲げる地域包括ケアシステムを中核としつつ、シニア活動支援なども独自に加えた「板橋区版A I P」を推進していきます。
- 認知症の人や家族の一人ひとりが尊重され自分らしく安心して暮らし続けられるように、認知症の正しい知識の普及啓発や認知症の人や介護家族のパートナーとして活動する認知症サポーターの活動支援を行い、支援のニーズに合ったしくみを地域ごとに構築していきます。

### ■ 子ども・若者への支援

- 地域の「子ども食堂」や「学習支援」との連携など、多世代交流によって、孤立や孤食を防止し、大人たちや様々な人との交流を通して、子どもたちが自分らしく過ごすことができる地域の居場所づくりを推進します。また、子どもの異変や抱える問題について気づき、支援機関につないでいきます。
- 支援の必要な子育て家庭、若者に、区や子ども食堂、民生委員・児童委員、企業、社会福祉協議会などが連携し、食品提供等を行うなど、地域全体で子ども・若者の育ちを支援します。
- 若者を対象として就職に向けた職業的自立支援（いたばし若者サポートステーション）や生活困窮世帯の子どもや保護者を対象とした学習支援、居場所の提供、相談（子どもの学習・生活支援事業「まなぶーす」）など、個々の状況や能力に応じた支援を進めていきます。
- 子どもが家族の世話や介護をするいわゆるヤングケアラーについては、なかなか表面化しないため、地域からの情報と子ども・介護・障がい・教育分野が連携した支援を行っていきます。

## ■ひとり親家庭への支援

- ひとり親家庭の方が抱えている様々な悩みや困り事に対して、福祉事務所で課題解決に向けた相談や関係機関への連携支援を行います。
- ひとり親家庭が、自立して安定した生活を送ることができるように、就労支援（高等職業訓練促進給付金など）やホームヘルパーの派遣、母子及び父子福祉資金の貸付、ひとり親家庭休養ホームの案内などを行います。
- 養育費の取り決めに関する公正証書や家庭裁判所への調停申し立て等にかかる経費の補助を行うなど、ひとり親家庭の生活の安定と子どもの健やかな成長を支援します。
- 支援に確実につながるようにアウトリーチを含めた相談体制の充実、情報提供の強化を図ります。

## ■障がい者（児）への支援

- 障がい者の高齢化や重度化が進んでいくとともに、障がい者を介護する家族の高齢化も進み、これまでの親のサポート（支援）が受けられなくなる事態も見込まれる中で、障がい者が住み慣れた地域で生活していくためには、一層の支援が必要となっています。こうした障がい者のニーズに対し、基幹相談支援センターを中心とした包括的な相談支援体制を構築し、障がい者の地域生活を支えていきます。
- 障がい児の成長や自立を促進し、保護者が安心して子育てできる環境をつくる上では、切れ目のない支援が必要となっています。児童発達支援センターの充実を図り、障がい児相談支援をはじめとする地域支援を高めていくほか、医療的コーディネーターを配置し、医療的ケアを必要とする児童が必要なサービスを受け、地域社会への参加が進むよう取り組んでいきます。
- 併せて、計画に基づき障がい者（児）が利用する施設の整備を進めていきます。

## ■障がい者の多様な就労機会の確保

- 企業及び障がいのある人に対する就労支援や就労定着支援のさらなる充実を図るとともに、板橋区障がい者就労支援センター（ハート・ワーク）の機能を強化し、関係機関などと連携を図りながら、きめ細やかな支援に取り組んでいきます。
- 就労機会の拡大を図るとともに、障がいの程度に応じた支援として、福祉施設などにおける就労の充実にも取り組んでいきます。

- 障がいのある人の一般就労へのステップとなるよう、区では就労経験を積むチャレンジ就労の機会を提供し、障がいのある人の自立支援を図るとともに、区民や職員に障がい者理解の啓発を図ります。
- 板橋区地域自立支援協議会（就労支援部会）を通じて、ニーズ把握による支援策の検討や就労支援機関との連携により、民間企業における障がい者雇用の促進を図ります。

### コラム3

## 基本理念2 互いが支え合い助け合う ～コミュニケーション～

家族のあり方の多様化や地域のつながりの希薄化が進む中、日頃から顔の見える関係をつくり、つながりを持つことで、孤立化や排除をなくし、様々な地域生活課題を「我が事」としてとらえ、互いに支え合う地域づくりが求められています。

区は、ポストコロナ時代を見据え、地域生活課題の解決に取り組む多様な活動主体の支援や支援者となる人材の育成と資質の向上を図っていくとともに、複雑・複合化する地域生活課題を包括的に支援するため、お互いが「支え手」にも「受け手」にもなる支え合い・助け合いがある地域づくりをめざします。

### ビジョン④：地域の活動主体との協働・連携体制づくり

- 共働きの増加や就業形態、余暇の過ごし方の変化など、居住区域における町会・自治会への加入率は低下し、地域福祉の基盤となる地域活動の担い手が不足しており、限られた人材で見守り活動を行っています。支援を必要とする方を支援につなげるには、住み慣れた地域での体制づくりが必要です。町会・自治会活動への加入促進や若者の地域活動への参加促進、NPO やボランティア活動への協力支援、元気な高齢者の地域活動への参加支援など、意欲のある区民が地域活動へ参加しやすいしくみづくりを進め、あわせて地域で活動する福祉関係団体との連絡体制を ICT（情報通信技術）<sup>23</sup> の導入を図りながら安定的に確保していく必要があります。
- 新型コロナウイルスワクチン接種においては、地域の医療機関と連携した取り組みを進めましたが、今後も想定される事態に備え、体制を強化するとともに、高齢者など情報弱者に配慮した周知の工夫やサポートが必要です。

#### ●めざす姿●

地域の活動主体の取り組みを支援し、地域住民や地域の活動主体との協働・連携を進め地域力の強化をめざします。

23 ICT（情報通信技術 Information and Communication Technology の略）

コンピューターやネットワークに関連する諸分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称。

## 【主な取組】

### ■ 町会・自治会活動の活性化に向けた支援

- 町会・自治会の活動などを紹介するホームページ作成経費やイベントへの助成や町会・自治会への加入促進、コミュニティ意識の啓発に向けた支援を行い地域活動の活性化を図ります。

### ■ 地域の活動主体との連携・協働の促進

- 区と民間事業者の間で協力体制を確立し、連携して高齢者・子ども・障がい者などの見守り活動や地域づくりを進めていきます。
- 板橋区、区民、NPO法人、社会福祉協議会、の四者協働により設置する「いたばし総合ボランティアセンター」では、イベントや講習会などを行い、ボランティア活動の活性化や団体間のネットワークづくりを推進していきます。
- 新型コロナウイルス感染症の影響下にあっても、地域づくりの取組やネットワークの構築を継続できるように、生活支援体制整備事業などの会議において、Web会議システムなどのICT技術の活用を推進していきます。
- 民生委員・児童委員は、新型コロナウイルス感染症の流行時は、高齢者に接種勧奨のお知らせを行うなど、地域に根ざした活動を推進しています。また、地域の方々の悩み事や困り事の相談を受け、区や関係支援機関など適切な機関へつなぐ架け橋の役割を担えるように連携を図っていきます。
- 区内の社会福祉法人施設等が加入する「板橋区社会福祉法人施設等連絡会」が実施している子ども支援活動など地域の課題解決に向けた取り組みを支援し、地域の活性化を進めていきます。

### ■ 地域保健医療体制の整備

- 東京都が令和2（2020）年に開設した異なるシステム同士でも一元的に患者の更新情報を確認できる「東京都多職種連携ポータルサイト」の利用普及・利用効果等について、関係機関と協力しながら、効果的な運用方法を検討し、運用していきます。
- 医療と介護など多職種間で抱える課題の情報共有や相互の理解を図るため、会議や研修を通して情報共有や意見交換を行うことで円滑な連携体制の構築につながるよう支援を行います。
- 新型コロナウイルス感染症が拡大し、自宅療養者数が増加する中で、医師会、介護事業者、訪問看護事業者等との連携強化やかかりつけ医等の普及など、身

近な地域で適切な医療が受けられる環境づくりを進めます。

- コロナ禍において外出や対面での相談に不安を感じる妊婦や、体調不良などにより自宅安静や入院が必要で外出が困難な妊婦にも妊婦面接を受けていただき、安心して、出産・子育てに臨めるように、来所による面接のほかに、オンラインによる面接の相談導入準備を進めます。

#### ■福祉サービスの質の向上・人材確保

- 保育、障がい、介護等保健福祉サービス提供事業者のサービスの質の向上を図るため、第三者による評価の実施を支援します。
- 社会福祉法人及び保健福祉サービス提供事業者の経営やサービス提供に関する指導及び監査の充実を図ります。
- 保育士や介護職員等の人材育成や人材不足に対応するため、様々な研修や助成事業を行い人材確保に取り組みます。

#### ビジョン⑤：地域資源を活用したコミュニティづくり

- 個人が抱える生活課題は様々であり、その中には行政が介入できない 地域問題や地域の実情を把握している住民同士の話し合いにより解決に努めていくものがあります。地域には人材を含め、多様な施設、物、情報などがあり、そのすべてを利活用するには至っていません。地域生活課題を把握するためにも、地域資源を有効活用し、地域コミュニティの強化を図っていくことが求められます。
- 地域づくりは日頃から顔の見える関係をつくることが大切です。だれもが気軽に参加することができる場や機会を生活圈域内で確保し、人と人がつながり、社会的孤立の発生や深刻化の防止、社会参加の促進を進めます。  
また、行政サービスは公平性の観点から均一的なものになりがちであるため、地域の力で、地域の実情に合った支援体制を進め、無理なく実施することが大切です。

#### ●めざす姿●

地域の社会資源を開拓・有効活用し、柔軟な社会参加の実現をめざします。

## 【主な取組】

### ■地域の居場所づくり

- 地域センターや集会室などで地域の交流や活動の場を提供するとともに、各種講座やイベントなどを通して地域住民の相互の交流やふれあいを促進します。
- だれもが気軽に集える交流の場として、「福祉の森サロン」の活動を推進しています。サロン活動を通して地域との接点を増やし、見守りや支え合いなど住民参加の機会を増やしていきます。〈板橋区社会福祉協議会〉
- 子どもの居場所づくり活動においては、子ども食堂での多世代交流など、地域の活動主体が活動の幅を広げていける環境づくりを進めます。

### ■地域の活性化に向けた資源活用

- 公共施設、空き店舗、地域活性化に向けて地域の人材等資源の有効活用について検討していきます。
- 高齢者や障がい者などの住宅確保要配慮者<sup>24</sup>が民間賃貸住宅へ円滑に入居できるように、居住支援協議会<sup>25</sup>を通して関係機関に働きかけを行っています。また、住宅相談窓口（板橋りんりん住まいのネット）を設置し、住宅情報の提供を行っています。
- 食品ロスの削減と食品の有効活用のため、フードドライブ<sup>26</sup>を実施しています。令和2年度より各地域センターでも実施し、地域の子ども食堂やフードバンク<sup>27</sup>を経由して食品や飲料を必要としている福祉団体や施設に届けています。
- 板橋区社会福祉法人施設等連絡会によるフードドライブや地域の活動主体によるフードバンクなど地域発の積極的な取り組みを支援していきます。

## ビジョン⑥：災害時等に支え合うしくみづくり

- 集中豪雨や大規模な地震などにより、自然災害が増加傾向にある中、区民が安心・安全に暮らすためには、日頃からの備えや迅速な情報提供が必要です。急な避難指示の際には、自力で避難をすることが難しい要支援者を含めだれもが有事に対応できる環境の整備が必要です。
- 災害時でも安心して生活を送ることができるように、ハード面では、避難生活が難しい高齢者や障がい者に配慮した福祉避難所を拡充するとともに、ソフト面では、様々な災害形態を想定し、住民防災組織や民生委員・児童委員への速やかな防災情報の提供、避難行動要支援者名簿による安否確認や医師会と連携し

た緊急医療救護体制の確立など、災害時等に支え合うしくみづくりを進めていきます。

### ●めざす姿●

災害時に安心・安全に避難・支援が行われる体制の構築に向けて、日頃から地域で支え合い・助け合いながら迅速に災害へ対応できる地域づくりをめざします。

## 【主な取組】

### ■災害時要支援者等への支援体制の構築

- 住民防災組織や民生・児童委員協議会と連携をしながら、災害時の安否確認のしくみづくりを行います。
- 地震や水害など様々な災害を想定して、避難行動要支援者名簿の有効な活用について検討を進めます。
- 日頃から災害時の対応に向けた意識の醸成や研修などを通して、地域における災害時のボランティア体制の整備を進めます。
- 災害対策基本法の改正により、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取り組み指針」が改定されました。高齢者や障がい者など優先度の高い避難行動要支援者について、個別避難計画の作成を検討し、災害時要支援者等への支援体制の整備を図っていきます。

### ■災害時等の医療・保健衛生体制の整備

- 医師会等と連携し、災害発生時に区内の災害拠点病院、災害拠点連携病院前における緊急医療所を設置し、医師、歯科医師、柔道整復師、区職員等との協働により、傷病者のトリアージ<sup>28</sup>等を行ったうえ、緊急度（重症度）に応じた治療が進められるよう、緊急医療救護体制の確保を図ります。
- 本庁舎内に開設する医療救護活動拠点において、区災害医療コーディネーターを中心に、区内の緊急医療救護所や各医療機関の情報等を取りまとめ、区西北部地域災害医療コーディネーターと情報共有を図り、必要な医療を偏り・遅滞なく供給できるよう、医療体制の確保・整備を図ります。
- 薬剤師会と連携し、災害発生時に必要な医薬品等の確保を行い、医療環境の整備を行います。



コラム4

**24 住宅確保要配慮者**

低所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを養育している者その他住宅の確保に特に配慮を要する者。

**25 居住支援協議会**

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティーネット法）第51条に規定された、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携し、住宅情報の提供等の支援を実施する組織。

**26 フードドライブ**

各家庭で使い切れない未使用食品を持ち寄り、フードバンクや地域の福祉施設・団体などに寄贈する活動。

**27 フードバンク**

食品の品質には問題がないものの通常の販売が困難な食品を、NPO等が企業や個人から引き取って各福祉施設・団体・生活困窮者個人等へ無償提供する活動。

**28 トリアージ**

災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、傷病の緊急度や重症度に応じて治療優先度を定めること。

### 基本理念3 すべての人が認め合い住みやすい ～ユニバーサル～

すべての区民が住み慣れたまちで安心・安全に暮らし続けられるように、一人ひとりの多様性を理解し認め合い、お互いを尊重するなど人権意識の普及啓発と向上を図り、だれもが暮らしやすく多様な能力を発揮できる社会をつくる必要があります。

区は、すべてに共通、普遍的であるというユニバーサルの考え方をハード・ソフトの両面から積極的に推進し、お互いを認め合い住みやすい地域づくりをめざします。差別や偏見のない、すべての人が参加できる社会をつくりまします。

#### ビジョン⑦：多様性を認め合う基盤づくり

□ 外国人住民数は、令和3（2021）年10月1日現在、区の総人口の約5%を占めており、同じ地域に暮らす一員として、様々な文化の相互理解を図り、互いに心地よく暮らすことのできる地域づくりが必要です。

また、近年、一人ひとりが異なる価値観を持って生きられることが組織や社会の成長につながるとして多様性が重視されるようになりました。

□ 区では、多様な人々を理解し、認め合い、活かすダイバーシティ&インクルージョンの視点を取り入れ、すべての人が住みやすい社会を実現するための制度や環境整備が必要です。また、多様性について広く区民が認識できるよう意識啓発を行い、だれもが相談しやすい体制を整備していきます。

#### ●めざす姿●

すべての区民の人権が尊重され、だれもが暮らしやすい地域づくりをめざします。

#### 【主な取組】

##### ■ダイバーシティ&インクルージョンの理解促進

- 多様性について広く区民に認識してもらえるよう、イベントにおける展示の実施や出前講座を活用して学びの場を提供するなど、対象ごとに手法を変えて効果的に広報・意識啓発を行います。
- 当事者が性的マイノリティであることによる困難を感じる場面をなくしていくため、パートナーシップ制度の導入検討や相談体制の確立、性的マイノリティへの理解を深めるための啓発を進めます。

### ■多文化共生に向けた促進活動

- 多文化共生社会に向けた取り組みとして、多文化共生・国際理解をテーマにした講座や、国際理解教育を実施することで、日本人と外国人の交流や多文化共生への理解を促進します。
- 防災、福祉、子育てなど区の様々な情報を多言語で発信するほか、区の紹介冊子を多言語で作成・配布するなど、外国人が過ごしやすい環境を整備します。

### ビジョン⑧：ユニバーサルデザインのまちづくり

- 区民や区職員に対して、ユニバーサルデザインの普及啓発を進めるとともに、区、区民、地域活動団体、事業者が連携して課題解決に取り組み、だれもが社会参加できるまちづくりを進めることが重要となります。体育施設や図書館、公園などユニバーサルデザインの考え方を取り入れた施設整備を進めていますが、ソフト面でも、区民や区職員に対して、ユニバーサルデザインの普及啓発を進め、だれもが暮らしやすいまちづくりを進めていかななくてはなりません。
- 公共施設や移動環境等においてユニバーサルデザインを推進し、ハード・ソフト両面から普及・促進に努め、だれもが住みやすく、暮らしやすいまちづくりを進めていきます。

### ●めざす姿●

もてなしの心を大切に、すべての人が心地よさを描けるまちづくりをめざします。

### 【主な取組】

#### ■ユニバーサルデザインの普及啓発

- 「板橋区ユニバーサルデザインガイドライン」の更新・公開やユニバーサルデザイン事例集「いたばしUDのタネ」の公開等によって、ユニバーサルデザインの普及・理解を進めます。
- ユニバーサルデザイン啓発パンフレット「まちのなかで気づくかな？」を用いて、小学生等の子どもを対象に普及啓発を行います。
- 障がい者当事者を講師とした福祉体験学習などを通して、障がいに対する区民の理解を深め、地域におけるノーマライゼーションの普及・促進を図ります。

## ■ユニバーサルデザインのまちづくり

- 区の公共施設の改修時などに、ユニバーサルデザインチェックを実施することで、公共施設のユニバーサルデザイン化を進めていきます。
- だれもがくらしやすい生活環境となるように、地域ごとの魅力あるまちづくり事業に、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れます。
- 区公式ホームページでは、だれもが提供される情報や機能を支障なく利用できるように「板橋区ウェブアクセシビリティガイドライン」に基づく運用や、多言語で情報を取得できるように自動翻訳機能を提供しています。広報いたばしでは、ユニバーサルデザインフォントを使用するほか、希望する視覚障がい者に点字版広報・録音版広報を発行しています。これらにより、情報提供のユニバーサルデザイン化を進めていきます。

### コラム 5

## ビジョン⑨：権利擁護の推進

- 高齢者や障がい者、子ども、配偶者や交際相手などへの虐待や暴力、外国人や刑余者（刑務所出所者等）、多様な性自認、性的指向の人への偏見や匿名性のあるインターネットによる特定個人を対象とした誹謗中傷など差別的行為が社会問題化されています。また、高齢化が進む中、認知症などにより判断力が低下した高齢者等に対しては、自己決定権を尊重しつつも、被害にあわないように支援していく必要があります。
- 配偶者や児童、高齢者への虐待事案は、休日や夜間にも対応する必要があります。特に児童の分野においては、令和4年度に児童相談所機能を持つ「(仮称)子ども家庭総合支援センター」が開設されます。関係機関との連携による適切な支援が期待されています。

判断能力が低下された方を保護する方法の一つとして、成年後見制度の利用がありますが、相談支援体制の強化や制度への理解促進などが課題となっています。高齢者や障がい者の権利を守り、住み慣れた地域で安心して生活を継続できるように、権利擁護を推進していきます。

### ●めざす姿●

お互いを尊重する人権意識の普及啓発と向上をめざします。

### 【主な取組】

#### ■人権意識等の尊重・啓発

- 平成28（2016）年4月に、障害者差別解消法が施行されました。この法律では、障がいを理由とする不当な差別的取り扱いの禁止、障がい者への合理的配慮の提供の義務が定められました。さらに、令和3（2021）年6月には一部改正が行われ、事業者における合理的配慮が、努力義務から法的義務に改められ、3年以内に施行されることとなりました。今後、区民及び事業者に周知・啓発を図り、障がい者差別の解消に努めていきます。
- 令和元（2019）年、区では「板橋区手話言語条例」を制定しました。障がいのある方への合理的配慮の促進に向けた基盤の構築を積極的に進めていきます。
- 令和3（2020）年度より夜間休日の児童虐待の相談や通告を受ける「児童虐待相談コールセンター」を開設し、24時間365日の相談体制が実現しました。今後は、高齢者や障がい者についても休日・夜間の虐待通報・相談コールセンタ

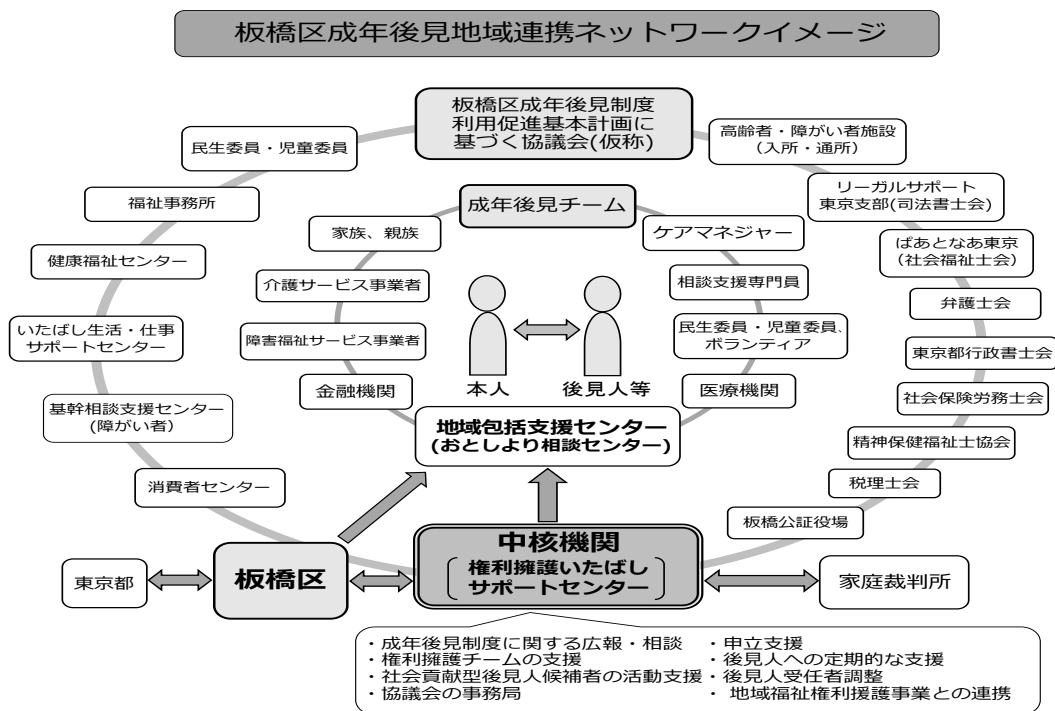
ーを開設し、虐待が疑われるケースについて関係機関と連携して、早期発見・早期対応につながる問題解決に向けた体制づくりを進めます。

- 子ども・家庭・地域の子育て機能の総合支援拠点として、すべての子どもの健やかな育成を切れ目なく支援する「(仮称) 子ども家庭総合支援センター」の開設により、関係部署・関係機関等と連携して適切な支援を行います。
- 配偶者や交際相手からの暴力やハラスメントに関する啓発やDV被害者に対してきめ細かな切れ目のない総合的な支援が実施できるよう、配偶者暴力相談支援センターにおける相談体制の拡充や被害者保護、生活支援等に一体的に取り組みます。

### ■ 成年後見制度の利用促進

- 令和3(2021)年2月に策定された「板橋区成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、成年後見制度の利用を促進します。
- 板橋区社会福祉協議会が運営する「権利擁護いたばしサポートセンター」では、権利擁護の相談体制の強化を図るため、地域連携中核機関として、地域包括支援センター(おとしより相談センター)など関係機関との連携を進めます。
- 講演会や説明会を実施し、区民や事業者等の関係機関の権利擁護意識の醸成と普及啓発を図ります。

### 【板橋区成年後見地域連携ネットワーク】



## 第4章



### 計画の推進

- 1 主な地域活動主体の役割
- 2 計画の推進と進行管理について
- 3 計画の策定体制

## 1 主な地域活動主体の役割

地域共生社会の実現のためには、地域福祉の主役である区民をはじめ地域で活動するあらゆる主体が、役割を持ち、互いに支え合い連携しながら地域福祉を推進していくことが重要です。そのために、区は、社会情勢の変化に柔軟に対応し、区民や地域の活動団体とともに、だれもが自分らしく活躍できる「住み慣れた地域でつながる保健と福祉のまち」をめざして「実施計画 2025」を推進します。

### (1) 区民等

地域の生活課題を「我が事」として認識し、課題解決に主体的に関わり、「支え手」「受け手」といった関係を超えて、つながりのある地域づくりの担い手となることが求められます。

あいさつや声かけなど身近なところから地域とのつながりを持つことが大切です。また、町会・自治会の活動、地域の見守り活動など地域の仲間と課題解決に向けて共に行動をすることも期待されます。

### (2) 民生委員・児童委員

民生委員法により「住民の立場に立って相談に応じ、援助を行う」とされており、児童福祉法の児童委員も兼ねる東京都の非常勤職員です。地域住民の生活状態の把握や福祉サービスの情報提供など、地域住民の福祉の向上を図る活動の担い手で、個人情報保護の守秘義務が課せられています。

区では高齢者家庭への大規模な訪問調査、(仮称)子ども家庭総合支援センターと連携した児童の見守りや不登校支援など、区の様々な福祉・教育施策への協力を通じ、区民と区政とをつなぐ役割を担っています。

### (3) 町会・自治会

同じ地域に住む人たちが防犯・防災・青少年健全育成・環境美化・地域住民の親睦などで、地域コミュニティを活性化し、住み良いまちにしていくための様々なボランティア活動をしています。板橋区では200を超える町会・自治会が活動しています。

大災害や多発する犯罪に対する備えが地域の大きな課題となっており、地域住民同士が顔の見える関係を築き、相互理解と協力をすることで、自立した地域コミュニティを形成し、安全で安心して暮らすことのできるまちづくりにつながっていきます。



#### (4) 社会福祉法人

平成 28 (2016) 年の社会福祉法改正により、「地域における公益的な取り組み」が責務となり、様々な地域生活課題や福祉ニーズを総合的かつ専門的に対応していくことや、地域における福祉サービスの拠点として、ノウハウを活かすことが期待されています。

平成 28 (2016) 年 6 月には、区内の社会福祉法人が連携・協働し、福祉の増進に寄与することを目的として、「板橋区社会福祉法人施設等連絡会」を設置し、地域の課題を把握するとともに、課題解決に向けた取組を推進しています。

#### (5) 社会福祉協議会

地域福祉を推進する様々な団体により構成され、社会福祉法において地域福祉を推進する中心的な団体として位置づけられており、地域住民の参加やボランティアの推進など、住民の主体的な活動を支援しています。

住民参加型の民間福祉計画である「いたばし福祉の森 2022-2025 (第四次板橋区地域福祉活動計画)」は、地域保健福祉計画と連携を図りながら相互に補完・補強し合う関係になっています。社会福祉協議会は、区とともに、地域福祉活動を推進していく役割を担っています。

#### (6) 「いたばし総合ボランティアセンター」

区におけるボランティア及び市民活動 (NPO=Nonprofit Organization) の自主的・自発的な社会貢献活動を総合的に推進・支援する中間支援組織です。区民、NPO 法人、板橋区社会福祉協議会、板橋区の四者協働により設置・運営されています。ボランティア情報の収集と発信を行い、地域活動とボランティア・市民活動 (NPO) をつなげたり、広報誌の発行やボランティアに関する教育・研修の場として機能しています。

#### (7) N P O

ボランティア活動をはじめ、社会的な課題に対して市民の自主的な活動として、営利を目的としない NPO 団体による社会貢献活動を行っています。民間の立場で、政府・自治体や企業では扱いにくい社会的なニーズに対してサービスを提供したり、社会問題を解決したりするため自発的に活動しています。また、行政と連携する動きも広がっており、区の事業を担っている団体もあります。

(8) 企業、事業者、大学、医療機関、その他の関係機関等

防災・健康・高齢・子育てなど様々な分野で区と協定を締結するなど、連携・協働して地域生活課題の解決に取り組んでいます。また、地域における社会貢献活動を行っており、地域コミュニティの活性化にもつながっています。

## 2 計画の推進と進行管理について

計画を推進するために、各基本理念のビジョンに掲げる主な取り組みの効果を図るため、地域保健福祉計画に寄与する取り組みの実施状況及びめざす姿に向けた進捗状況の検証により、計画の進行管理を行います。

本計画の推進体制は、学識経験者や外部委員等により構成する「板橋区地域保健福祉計画推進協議会」において、課題等の意見聴取を行い、庁内検討組織である福祉部長を幹事長とする「板橋区地域保健福祉計画推進本部幹事会」で、必要に応じて見直し等を実施し、区長を本部長とする「板橋区地域保健福祉計画推進本部」において進捗管理・評価を行います。

今後も、区の福祉施策を進行管理していくうえで適切な組織体制を検討していきます。

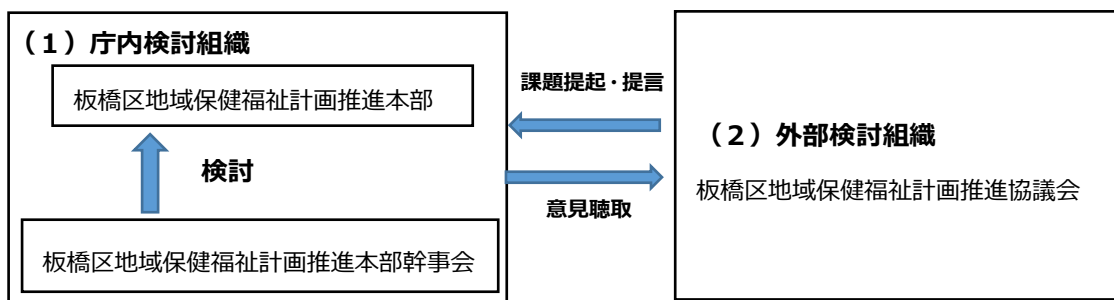
## 3 計画の策定体制

### (1) 庁内検討組織

課長級で構成する「板橋区地域保健福祉計画推進本部幹事会」において検討を進め、区長を本部長とする「板橋区地域保健福祉計画推進本部」(庁議)において決定します。

### (2) 外部検討組織

学識経験者や外部委員等により構成する「板橋区地域保健福祉計画推進協議会」(定数16名)において意見聴取し、計画に反映します。



## 資料編



- 1 地域保健福祉計画と関連する事業一覧
- 2 要綱
- 3 名簿
- 4 計画の策定経過
- 5 パブリックコメントの実施結果

# 1 地域保健福祉計画と関連する事業一覧

各個別計画で進捗管理を行っている地域保健福祉計画に関連する事業と社会福祉法第107条で示された地域保健福祉計画で記載が必要な5つの事項との関係性を示します。

地域保健福祉計画に記載が必要な事項（社会福祉法第107条第1項より抜粋）

内容	番号
地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項	1
地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項	2
地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項	3
地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項	4
地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項	5

## 【基本理念1】 互いがつながり孤立しない ～ネットワーク～

事業名 (社会福祉法第107条該当条項)	概要	担当課・実施機関	主な連携・協働機関等
地域包括支援センター (おとしより相談センター) (2・5)	地域包括ケアの連携拠点として、保健師、看護師、社会福祉士、ケアマネジャーなどの専門職が連携しながら、高齢者とその家族の相談支援などを行い、事業の質の向上や人材育成・確保に向けた機能強化を図ります。	おとしより保健福祉センター	介護保険課 介護保険事業者 社会福祉法人 医療機関 社会福祉協議会 民生児童委員
認知症カフェ (4)	認知症の人やその家族、地域住民、介護や福祉の専門職などだれもが気軽に集い情報交換や相談などができる場所を身近な地域の中に設置し、認知症の方や介護者家族を地域で支える場を提供します。	おとしより保健福祉センター	医療機関 社会福祉法人 介護保険事業者 民生児童委員 NPO
いたばし版ネウボラの 拡充 (5)	妊娠期から子育て期まで、各家庭のニーズに応じた切れ目のない支援を関係機関と連携して行い、妊婦、乳児等の心身の健康の保持増進を図ります。	健康推進課 健康福祉センター	子ども家庭支援センター 保育園・児童館 医療機関
(仮称)子ども家庭総合 支援センターの運営 (5)	すべての子どもの健やかな成育を切れ目なく支援する、子ども家庭支援センターと児童相談所の機能を併せ持つ、子ども・家庭・地域の子育て機能の総合支援拠点を整備します。	児童相談所開設準備課	健康推進課 健康福祉センター 教育委員会 子ども政策課 民生児童委員 保育園・幼稚園 医療機関

事業名 (社会福祉法第 107 条該当条項)	概要	担当課・実施機関	主な連携・協働機関等
子ども発達支援センター (2・5)	子どもの発達障がいの専門相談に応じ、早期発見、早期支援を図ります。	健康推進課	健康福祉センター 子ども家庭支援センター 教育支援センター 医療機関 民間療育機関 保育園・幼稚園
要保護児童対策地域協議会 (2・5)	要保護児童や要支援児童等の適切な保護・支援を図るため、関係部署・関係機関と連携して情報の共有や支援方針を検討し、必要な支援を行います。	子ども家庭支援センター	健康福祉センター 福祉事務所 医療機関 警察 保育園・学校
中高生勉強会 「学び(あい) プレイス」 (4)	中学生・高校生を対象に無料の勉強会を区内 5 か所で実施します。大学生を中心とするボランティアによる学習支援に加え、気軽な相談や交流の機会を提供します。	生涯学習課	ボランティア N P O
中高生・若者支援スペース 「i-youth (あい・ゆーす)」 (4)	大原・成増生涯学習センターに、中高生・若者のためのスペースを設置し、無料で気軽に利用できる居場所を提供します。一人でもグループでも、自由に過ごすことができる場の提供とともに、事業などを通して、興味を広げ仲間づくりなどの支援も行います。	生涯学習課	区民
いたばし若者サポートステーション (1)	概ね 15 歳から 49 歳以下までの若者を対象に就職のための基本的な能力の開発や職業意識の啓発を図り、職業的自立を支援します。	産業振興課	就労支援機関 東京障害者職業センター 福祉事務所 大学
教育支援センター (1)	教職員の研修の実施や児童・生徒・保護者や学校からの相談に応じ、子どもたちの豊かな学びと育ちをサポートします。	教育支援センター	区立小中学校 指導室
発達障がい者支援センター (2・5)	成人期(概ね 16 歳以上)の発達障がいを起因とした対人関係や仕事上の悩みなどの相談を行い、関係機関との連携を進めることにより、自立就労支援に向けた取り組み、安心して利用できる居場所づくりを行います。	障がいサービス課	健康福祉センター 医療機関 子ども発達支援センター
障がい者基幹相談支援センター (2・5)	障がいがあっても住み慣れた地域で生活できるよう、関係機関との連携の強化、相談支援事業者への支援、相談支援専門員の育成を図ります。	障がいサービス課	障がい福祉サービス事業者 社会福祉法人 医療機関

事業名 (社会福祉法第 107 条該当条項)	概要	担当課・実施機関	主な連携・協働機関等
医療的ケア児者の支援 (2・5)	区立保育園で医療的ケア児の受け入れを行い、幼稚園や小中学校においては、医療的ケア児の受け入れ環境の整備・検討を進めていきます。 板橋キャンパス(都有地活用)において、医療的ケア児の受け入れも可能な児童発達支援事業所を整備します(令和5年3月予定)。	障がいサービス課 保育サービス課	健康福祉センター 医療機関 子ども発達支援センター 保育園・幼稚園 区立小中学校 指導室
多胎児家庭支援事業 (移動経費補助) (2)	子どもの健診、予防接種・育児相談・多胎児の交流会や母子保健事業を利用する場合の外出した際にかかるタクシー費用の一部を助成し、多胎児を持つ保護者の移動を支援することで、地域とのつながりを維持します。	健康推進課	健康福祉センター
板橋区いのちを支える地域づくり計画の推進 (1)	だれもが自殺に追い込まれることのない社会の実現をめざし、関係機関・団体と連携し、自殺対策を進めます。	予防対策課	区民 相談支援事業者 全庁
福祉の森サロン (1・4)	だれもが気軽に立ち寄ることのできる地域の集いの場で、活動を通じた支え合いの場を提供します。	社会福祉協議会	区民 N P O
ゆるやかご近助さん養成事業 (4)	ご近所同士のゆるやかな見守りや地域の支え合い活動に関する啓発講座を開催し、地域住民を対象とした見守りサポーターを養成します。	おとしより保健福祉センター 社会福祉協議会	区民
福祉避難所の整備 (1)	災害時の避難行動要支援者をはじめ要配慮者の受け入れ態勢を確保し、福祉施設と災害時協定を締結するとともに備蓄物資の整備を行います。	地域防災対策課	長寿社会推進課 介護保険課 おとしより保健福祉センター 障がい政策課 特別支援学校 医療機関 介護施設
板橋区障がい者就労支援センター (ハート・ワーク) (1・2・5)	区内障がい者の一般就労と職場定着を支援するため、関係機関との連携強化、職能訓練や情報提供、就職後の職場定着支援などを行うことで、障がい者が自らに合った仕事に就労できるよう、就労の機会拡大を図るとともに、就労の継続や定着の実現に向けた取り組みを進めます。	障がい政策課	ハローワーク 障害者就業・生活支援センター 東京障害者職業センター 特別支援学校 就労移行・定着支援事業所 商工会議所 福祉事務所

## 【基本理念2】 互いが支え合い助け合う ～コミュニケーション～

事業名 (社会福祉法第107条該当条項)	概要	担当課・実施機関	主な連携・協働機関等
シニア世代活動支援プロジェクトの推進 (4)	社会参加が健康寿命延伸や生きがいづくり、フレイル予防に与える好影響に着眼し、シニア世代の主体的な活動につながる取り組みを促進します。	長寿社会推進課	社会福祉協議会 シルバー人材センター いたばし総合ボランティアセンター 健康長寿医療センター 東京大学高齢社会総合研究機構
療養相談室 (2・5)	在宅療養に関する相談を受け付け、医療機関と介護関係者との連絡調整や患者・家族の要望を踏まえた医療・介護資源の紹介をします。	健康推進課	介護サービス事業者 板橋区医師会 板橋区歯科医師会 訪問看護ステーション 地域包括支援センター (おとしより相談センター)
医療・介護連携情報共有システムの検討 (2・3)	医療・介護の現場で異なるシステムを使用しても、一元的に患者情報の更新状況を確認できるICTを活用した「東京都多職種連携ポータル」の活用支援を行います。	おとしより 保健福祉センター	介護サービス事業者 板橋区医師会 板橋区歯科医師会 板橋区薬剤師会 板橋区柔道整復師会 療養相談室
認知症支援連絡会 (3)	認知症高齢者や家族介護者に対し、適時・適切な医療・介護等が提供できる体制を構築する連絡会を開催します。	おとしより 保健福祉センター	健康長寿医療センター 板橋区医師会 板橋区歯科医師会 板橋区薬剤師会 訪問看護ステーション 介護支援専門員 民生児童委員
認知症サポーター活動支援 (1)	認知症になっても安心して暮らせるまちづくりをめざして、認知症の方を見守る認知症サポーターの育成や地域ごとに認知症の人や介護をする家族のニーズに合った支援へつながるしくみを構築します。	おとしより 保健福祉センター	区内事業者 区民 社会福祉法人 NPO
自殺対策ゲートキーパーの養成 (1)	だれも自殺に追い込まれることのない社会の実現をめざし、区民及び職員の自殺対策ゲートキーパーを養成します。	予防対策課	区民 相談支援事業者 全庁
こころの健康サポーターの活動支援 (4)	区民ボランティアの養成とサポーターの自主的な活動の支援を行います。	予防対策課	いたばし総合ボランティアセンター 障がい福祉サービス事業者
板橋区コミュニティ・スクールの推進 (4)	学校運営等に関して、参画できる仕組みを構築し、学校と地域等が課題や目標を共有することで、学校支援活動等の充実を図り、子どもたちの未来を育む教育環境の醸成につなげていきます。	地域教育力推進課	区立小中学校 保護者・PTA 区民

事業名 (社会福祉法第107条該当条項)	概要	担当課・実施機関	主な連携・協働機関等
子どもの居場所づくり 活動支援事業 (1・4)	学習支援、食事、世代間交流の場となる子どもの居場所を提供する団体の把握や、団体間の連携の促進を図り、地域の力で子どもを支援し、社会的孤立を防止します。	生活支援課	子ども政策課 資源循環推進課 社会福祉協議会 地域活動団体 社会福祉法人
生活支援体制整備事業 (支え合い会議等) (4・5)	地域の多様なメンバーが地域情報を共有しながら、地域でできることやその地域ならではの支え合いのしくみづくりを考えます。	おとしより 保健福祉センター	社会福祉協議会 町会・自治会 老人クラブ 地域包括支援センター (おとしより相談センター) 民生児童委員 社会福祉法人
フードドライブ (1・3)	食品ロスの削減と食品の有効活用のため、家庭で余っている食品や飲料を提供いただき、フードバンクなどを通じ必要としている団体や施設へ届けます。	資源循環推進課 地域振興課	生活支援課 社会福祉協議会 地域活動団体 社会福祉法人
児童虐待防止ケアシステム 研修会 (1)	関係部署の職員に対し児童虐待への理解と対応についての研修を実施し、虐待の未然防止・早期発見につなげます。	子ども家庭支援センター	健康福祉センター 保育園・学校 児童館 あいキッズ
子育て支援員の活動 支援 (4・5)	地域の子育て支援を拡充するため子育て支援員を養成し、活動を支援します。	保育サービス課	児童館・保育園 健康福祉センター NPO
家庭教育支援チーム (4)	保護者の子育てに対する不安等の気持ちに寄り添い、家庭や子どもたちの孤立化を防ぐために、民生児童委員等の地域の人材が学校と緊密に連携・協力しながら学校とは異なる立場から支援活動を行います。	地域教育力推進課	区立小中学校 民生児童委員
里親事業 (4)	何らかの理由で、家庭での養育が困難または適当でない児童を里親へ委託します。	児童相談所施設 準備課	里親委託者
障がい者・障がい児 相談支援の充実 (2・5)	専門的見地から障がい者等の相談に応じ、継続的な支援を行います。	障がいサービス課	障がい福祉サービス事業者 医療機関
居住支援協議会 (1)	住まいの相談窓口「板橋りんりん住まいるネット」を設置し、お困りの状況にあった支援サービス情報の提供を行います。	住宅政策課	居住支援協議 会会員・居住 支援法人
避難行動要支援者 名簿の作成 (2・5)	災害が発生したときに一人で避難することが困難な方を名簿に登録し、地域の支え合い、助け合いによる共助・互助の力で災害から救う取組を推進します。	地域防災支援課	地域振興課 生活支援課 社会福祉法人 町会・自治会 民生児童委員
福祉サービス事業者 への指導検査・監査 体制の強化 (3)	保育・障がい・介護の各サービス事業者及び社会福祉法人へ実施指導検査・監査を行い、事業所の運営や良質なサービスの提供について指導・助言を行います。	生活支援課 子育て支援施設課 障がいサービス課 介護保険課	社会福祉法人 障害福祉サービス事業者 保育サービス事業者 介護サービス事業者



## 【基本理念3】 すべての人が認め合い住みやすい ～ユニバーサル～

事業名 (社会福祉法第107条該当条項)	概要	担当課・実施機関	主な連携・協働機関等
人権等の普及啓発 (1)	男女平等や性的マイノリティなどへの理解の普及啓発によりダイバーシティ&インクルージョンを推進し、だれもが暮らしやすい社会をつくります。	男女社会参画課	全庁 区民 事業者
児童虐待相談事業 (1・5)	虐待相談や区民・警察等からの通告に対し、専門的な知識及び技術を活用し、援助、指導、措置等を行います。	児童虐待対策準備課	健康福祉課 健康福祉センター 教育委員会 民生児童委員 保育園・幼稚園 医療機関 警察
高島平地域のまちづくりの推進 (1)	にぎわい、ウェルフェア（健康福祉）、スマートエネルギー、防災の4つのテーマに沿った都市再生を進めていきます。	高島平グランドデザイン担当課 政策企画課	全庁 区民 アーバンデザインセンター
いたばしグッドバランス推進企業表彰 (1)	仕事と生活の両立支援や多様な人材を活用し、すべての人が働きやすい環境づくりに取り組む中小企業等を表彰します。	男女社会参画課	産業振興課 健康推進課 区内事業者
障がい者差別解消法研修の実施 (3)	障がいを理由とした差別の禁止や合理的配慮等について学ぶ機会を提供します。	障がい政策課	全庁
成年後見制度の利用促進 (1・2)	「板橋区成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、判断力の不十分な認知症高齢者や障がい者の権利や財産を守るための成年後見制度の利用促進に取り組めます。	おとしより 保健福祉センター	障がい政策課 福祉事務所 健康福祉センター 権利擁護いたばしサポートセンター
コミュニケーション支援機器等の活用 (1・2)	ICT技術によるコミュニケーション支援機器などを活用し、障がい者や外国人などすべての人が社会参加できる環境を整備します。	障がい政策課	区民
赤ちゃんの駅 (1)	乳幼児を連れて外出した際の授乳やおむつ替えに区や民間の施設を利用できるように指定します。	子ども政策課	全庁 区民 事業者
ユニバーサルデザインチェックの実施 (1)	区公共施設の改修時などに、その建築物がユニバーサルデザインの考え方に適合しているかなどを確認することにより、検討、評価、改善を切れ目なく実行し、好循環（スパイラルアップ）を生み出します。	障がい政策課 都市計画課	全庁

<b>事業名</b> <small>(社会福祉法第 107 条該当条項)</small>	<b>概要</b>	<b>担当課・実施機関</b>	<b>主な連携・協働機関等</b>
公共交通の機能向上と 整備促進 (1)	地域公共交通の機能向上のため、既存の交通機関の活用や新たな交通手段の導入を検討し、利便性向上をめざします。	都市計画課	公共交通事業者
公園のユニバーサル デザイン化 (1)	ユニバーサルデザインに基づいた公園・緑地等の改修や、トイレの整備を行います。	みどり公園課 南部土木サービス センター 北部土木サービス センター	事業者
歩道の段差解消 (1)	歩道のセミフラット化や「板橋区型 B Fブロック」の使用により、だれもが移動しやすい道路整備に取り組んでいます。	工事設計課 南部土木サービス センター 北部土木サービス センター	事業者
児童や生徒の国際 理解教育等の充実 (3)	異文化に対する開かれた意識等を醸成するため、外国人が自国の文化を紹介したり、児童・生徒が自分たちで調べたりする事業を実施します。	文化・国際交流課 指導室	(公財)板橋区文化・ 国際交流財団

## 2 要綱

### (1) 板橋区地域保健福祉計画推進協議会設置要綱

(平成 22 年 12 月 15 日区長決定)

#### (設置)

第 1 条 板橋区地域保健福祉計画推進本部設置要綱第 3 条第 2 項により、板橋区地域保健福祉計画を、総合的かつ効果的に推進していくことを目的として、板橋区地域保健福祉計画推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

#### (所掌事項)

第 2 条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項に関して検討を行い、その結果に基づいて、区長に問題提起及び提言を行うことができるものとする。

- (1) 板橋区地域保健福祉計画の実施状況の把握、点検、及び見直しに関すること。
- (2) 板橋区地域保健福祉計画の策定に伴う検討、協議に関すること。
- (3) 地域保健福祉に関する様々な問題提起や具体的提案に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、区長が適当と認めた事項

#### (構成)

第 3 条 協議会は、次の各号に掲げる者のうちから、区長が委嘱又は任命する 16 名以内の委員で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 社会福祉関係者
- (4) 区民公募委員
- (5) その他区長が必要と認めた者

#### (会長及び副会長)

第 4 条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は、会長が指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

#### (会議)

第 5 条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 会長は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(部会の設置等)

第6条 協議会には、部会を置くことができる。

- 2 部会は、協議会が定める事項について調査検討を行う。
- 3 部会は、会長が指名する委員をもって構成する。
- 4 部会に部会長及び副部会長を置く。
- 5 部会長は会長が、副部会長は部会長が部会の委員の中からそれぞれ指名する。
- 6 部会長は、部会を招集し、会務を総理する。
- 7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代理する。

(任期)

第7条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から任命の日以降最初に策定する板橋区地域保健福祉計画の決定の日までとし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の公開)

第8条 協議会の会議の公開にあたっては、「板橋区区民参加推進規程」第7条の規定による。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉部生活支援課において処理する。(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか協議会の運営について必要な事項は、福祉部長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成22年12月15日から施行する。
- 2 板橋区地域保健福祉計画策定協議会設置要綱(平成20年7月2日区長決定)は、廃止する。

付 則

- 1 この要綱の一部改正は平成26年7月30日から施行する。

付 則

- 1 この要綱の一部改正は決定の日から施行する。

付 則

- 1 この要綱の一部改正は令和3年4月1日から施行する。

## (2) 板橋区地域保健福祉計画推進本部設置要綱

(平成 17 年 3 月 29 日区長決定)

## (設置)

第1条 「いたばし健康福祉都市宣言」の実現のための総合的な地域保健福祉 施策の推進を図るため、板橋区地域保健福祉計画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

## (組織)

第2条 推進本部は、本部長、副本部長、本部員をもって構成する。

- (1) 本部長は、区長とする。
- (2) 本部長は、推進本部を総理する。
- (3) 副本部長は、副区長及び教育長の職にある者をもって充てる。
- (4) 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (5) 本部員は、板橋区組織規則で定める部長及び担当部長、保健所長並びに板橋区教育委員会事務局組織規則で定める事務局次長及び担当部長の職にある者をもって充てる。

## (所掌事項)

第3条 推進本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 地域保健福祉計画の策定に関すること。
- (2) 地域保健福祉計画に係る諸施策の協議及び推進に関すること。
- (3) 地域保健福祉計画の推進の総合調整に関すること。
- (4) その他地域保健福祉に関わる重要な事項に関すること。

2 計画の推進にあたっては、必要に応じ、区民及び学識経験者その他区長が必要と認めた者で構成される板橋区地域保健福祉計画推進協議会（以下「協議会」という。）の助言を得るものとし、協議会の設置については、別の要綱に定めるものとする。

## (会議)

第4条 本部長は、必要に応じて副本部長及び本部員を招集し、会議を主宰する。

2 本部長は、必要があると認めるときは、構成員以外の関係職員を推進本部に出席させ、意見を聞くことができる。

## (幹事会)

第5条 推進本部の円滑な運営を図るため、推進本部に幹事会を設置する。

2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事で構成する。

- 3 幹事長は、福祉部長の職にある者をもって充てる。
- 4 幹事長は、幹事会の会務を総務する。
- 5 副幹事長は、健康生きがい部長の職にある者をもって充てる。
- 6 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 7 幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、幹事長が必要と認める場合は、別表に掲げる職にある者以外の者を幹事とすることができる。
- 8 幹事会は、本部会議に付議する事案について調査及び検討する。
- 9 幹事会は、幹事長が招集する。
- 10 幹事長は、必要があると認めるときは、構成員以外の関係職員を幹事会に出席させ、意見を聞くことができる。

(事務局)

第6条 推進本部の事務局は、福祉部生活支援課に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は福祉部長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 17 年 3 月 29 日から施行する。

(板橋区地域保健福祉計画策定検討委員会設置要綱の一部改正)

2 板橋区地域保健福祉計画策定検討委員会設置要綱（平成 16 年 7 月 12 日一部改正）第 3 条第 4 項に規定する別表第 2 に「教育委員会学務課長」を追加する。

付 則

この要綱の別表第 2 の改正は平成 18 年 6 月 23 日から施行する。

付 則

この要綱の第 2 条第 3 号の改正は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

1 この要綱の一部改正は平成 22 年 12 月 15 日から施行する。

2 板橋区地域保健福祉計画策定検討委員会設置要綱（平成 9 年 6 月 16 日区長決定）は、廃止する。

付 則

この要綱の一部改正は平成 25 年 8 月 26 日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、決定の日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、決定の日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、決定の日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は令和3年4月1日から施行する。

#### 別表（第5条第7項関係）

幹事	板橋区保健所長 政策経営部政策企画課長 政策経営部限政課長 危機管理室地域防災支援課長 区民文化部地域振興課長 健康生きがい部長寿社会推進課長 健康生きがい部介護保険課長 健康生きがい部健康推進課長 健康生きがい部予防対策課長 健康生きがい部板橋健康福祉センター所長 健康生きがい部おとしより保健福祉センター所長 福祉部生活支援課長 福祉部障がい政策課長 福祉部障がいサービス課長 福祉部板橋福祉事務所長 子ども家庭部子ども政策課長 教育委員会事務局教育総務課長 教育委員会事務局学務課長
----	---

### 3 名簿

#### (1) 板橋区地域保健福祉計画推進協議会

役職	職名	氏名
会長	明治学院大学教授	和気 康太
副会長	東京家政大学名誉教授	上野 容子
委員	公益財団法人板橋区医師会会長	齋藤 英治
	公益社団法人東京都板橋区歯科医師会会長	小林 顕
	板橋区町会連合会副会長	小林 英子
	社会福祉法人板橋区社会福祉協議会会長	相田 義正
	板橋区民生・児童委員協議会会長職務代理	長澤 重隆
	板橋区社会福祉法人施設等連絡会代表幹事	坂本 寛
	板橋区老人クラブ連合会副会長	奥永 和満
	板橋区肢体不自由児者父母の会会長	藤井 亜紀子
	板橋区手をつなぐ親の会会長	渡邊 理津子
	社会福祉法人 J H C 板橋会理事長	日下部 尚
	板橋区青少年委員会副会長	大矢 京子
	ママ・スマイル代表	坂東 愛子
	特定非営利活動法人いたばし子育て支援・フラワー理事長	松村 良子
区民公募委員	福司 慶子	



## (2) 板橋区地域保健福祉計画推進本部

役職	職名	氏名
本部長	区 長	坂本 健
副本部長	副 区 長	橋本 正彦
副本部長	教 育 長	中川 修一
本部員 (関係部長)	政策経営部長	有馬 潤
	総務部長	尾科 善彦
	危機管理室長	林 栄喜
	区民文化部長	森 弘
	産業経済部長	堺 由隆
	健康生きがい部長	五十嵐 登
	保健所長	鈴木 眞美
	福祉部長	榎木 恭子
	子ども家庭部長	田中 光輝
	児童相談所開設準備担当部長	佐々木 三良
	資源環境部長	久保田 義幸
	都市整備部長	松本 香澄
	まちづくり推進室長	内池 政人
	土木部長	糸久 英則
	教育委員会事務局次長	水野 博史
地域教育力担当部長	湯本 隆	

(3) 板橋区地域保健福祉計画推進本部幹事会

役職	職名	氏名
幹事長	福祉部長	榎木 恭子
副幹事長	健康生きがい部長	五十嵐 登
幹 事	板橋区保健所長	鈴木 眞美
	政策経営部政策企画課長	吉田 有
	政策経営部財政課長	杉山 達史
	危機管理室地域防災支援課長	藤原 仙昌 (令和3年7月31日まで)
		柏田 真 (令和3年8月1日から)
	区民文化部地域振興課長	町田 江津子
	健康生きがい部長寿社会推進課長	織原 真理子
	健康生きがい部介護保険課長	澤邊 涼
	健康生きがい部健康推進課長	荒井 和子
	健康生きがい部予防対策課長	渡邊 愛可
	健康生きがい部板橋健康福祉センター所長	太野垣 孝範
	健康生きがい部おとしより保健福祉センター所長	飯嶋 登志伸
	福祉部生活支援課長	代田 治
	福祉部障がい政策課長	長谷川 聖司
	福祉部障がいサービス課長	河野 雅彦
	福祉部板橋福祉事務所長	木内 俊直
	子ども家庭部子ども政策課長	雨谷 周治
	教育委員会事務局教育総務課長	近藤 直樹
教育委員会事務局学務課長	星野 邦彦	
板橋区社会福祉協議会経営企画推進課長	田口 晋	

## 4 計画の策定経過

### (1) 板橋区地域保健福祉計画推進協議会

回数	開催年月日	主な審議事項
第1回	令和3年6月30日	板橋区地域保健福祉計画 実施計画2025策定方針について
第2回	令和3年11月4日	板橋区地域保健福祉計画 実施計画2025素案について
第3回	令和4年1月〇日	板橋区地域保健福祉計画 実施計画2025最終案について

### (2) 板橋区地域保健福祉計画推進本部

回数	開催年月日	主な審議事項
第1回	令和3年5月18日	板橋区地域保健福祉計画 実施計画2025策定方針について
第2回	令和3年8月3日	板橋区地域保健福祉計画 実施計画2025骨子案について
第3回	令和3年10月19日	板橋区地域保健福祉計画 実施計画2025素案について
第4回	令和4年1月17日	板橋区地域保健福祉計画 実施計画2025最終案について

### (3) 板橋区地域保健福祉計画推進本部幹事会

回数	開催年月日	主な審議事項
第1回	令和3年7月7日	板橋区地域保健福祉計画 実施計画2025骨子案について
第2回	令和3年10月6日	板橋区地域保健福祉計画 実施計画2025素案について
第3回	令和3年12月〇日	板橋区地域保健福祉計画 実施計画2025最終案について

## 5 パブリックコメントの実施結果